

審判決要約文

第4条第1項第7号

本基準（商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品又は指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳観念に反するような場合）を追加する契機となった判決

審決取消訴訟

昭和27年10月10日 東京高昭和26年(行ナ)第29号

本件における唯一の争点は、原告の出願にかかる商標が、審決にいうように、商標法第二条第一項第四号の「秩序又ハ風俗ヲ紊ルノ虞アルモノ」に該当するかどうかである。

よつて案ずるに、右記商標法第二条第一項第四号の規定は、商標自体が矯激な文字や卑猥な図形等秩序又は風俗をみだすおそれのある文字図形、記号又はその結合等から構成されている場合及び商標自体はそのようなものでなくても、これを指定商品に商標として使用することが、社会公共の利益に反し、又は、社会の一般的道徳観念に反するような場合に、その登録を拒否すべきことを定めているものと解するのを相当とする。しかしながら、本件の商標は、その見本（甲第一号証）によつて見ても、単にボーイスカウトの服装をした少年が直立する図形とその下に横書きした英文のBOY SCOUTの文字を要部とし、これと原告のいうような廓線、輪廓、円等の附記的な記載とで構成せられるものであつて、商標自体が前述のようなものでないのはもちろん、原告の指定商品は、第三類香料及び他類に属しない化粧品であるから、右記の商標を、これらの商品に使用することが、秩序又は風俗をみだすものとは解されない。被告代理人は、原告の商標のように、国際的連繫を保持しつゝ公共福祉事業を目的として、純真な青少年層により組織された「日本ボーイスカウト連盟」の団体員を表わした図形と文字を要部とする商標を、営利を目的とする事業の商品に使用することは、公共福祉事業を目的とする団体憲章の精神に反し、公共福祉の精神に燃える純真な青少年の良心と信用とを害するもので、結局社会公共の利益に反するおそれがあると主張するが、前記の商標は、その使用が特定の指定商品との関連において、商品の誤認又は混同を生ぜしめるおそれのあるような場合は格別として、（審決の引用する商標法第二条第一項第四号以外の事由に該り、この事由については何等の審理もなされていない。）これを、被告代理人のいうように、一般的に営利を目的とする事業の商品に使用すること自体が、社会公共の利益に反するとは考えられない。

以上の理由により、審決が原告の商標は商標法第二条第一項第四号の規定により、これを登録することができないと判断したのは違法であつて審決は取消を免れない。

公序良俗に反するとされた事例

審決

「ごまの蠅」(第43類菓子及び麵麩の類等 昭和31年10月9日 昭和29年抗告審判第825号)

本願商標は、「ごまの蠅」の文字を縦書きしてなり、第43類「菓子及び麵麩の類」を指定商品とするものである。

思うに、本願商標を構成する「ごまの蠅」の文字は、懐中のスリ又はさぎ等を意味する用語で、このような悪徳を嫌悪する社会感情こそ善良の風俗の根源をなすところである。

このような用語を商標として指定商品に使用し、その商品が世上に流布するときは単なる滑稽の度を超え、不徳漢を礼賛し、善良の社会感情を嘲弄(ちょうろう)する如き印象を与え、道義上社会に悪影響を及ぼすおそれがあると認めざるを得ない。

したがって、本願商標は公の秩序、善良の風俗を害するおそれがあると認め、本願商標をその指定商品に使用することは妥当でないから、商標法(旧法)2条1項4号に該当する。

審決

「Old Smuggler」(第39類ウイスキー等 昭和32年4月10日 昭和30年抗告審判第15号)

本願商標は、「Old Smuggler」の文字を横書きしてなり、第39類「ウイスキー、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

よって判断するに、本願商標は、「Old Smuggler」の欧文字よりなるところ、「Old」の文字は洋酒類について当該商品の年数ものの表示として取引上普通に慣用されている用例にすぎないものであることは当庁において顕著な事実であり、また、「Smuggler」の文字が(1)密輸者(密輸商人を含む。)(2)酒類密造者の意味を有するものであることは辞書をみれば明瞭なところである。そして、「Smuggler」に相当する者は、我が国においては法によりこれを犯罪者として取扱わなければならないことは明らかである。

したがって、この様な用語を商品に使用することは公の秩序を乱すおそれのあるいかがわしい標識であると判断せざるを得ないから、自他商品識別の標識としては不穏当であり、結局、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。

審決

「新侯爵」(第26類印刷物等 平成3年6月6日 昭和59年審判第9862号)

本願商標は、「新侯爵」の文字よりなり、第26類「印刷物、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。

よって判断するに、1884年に制定された「華族令」によれば、華族とは公・侯・伯・子・男の爵を有する者およびその家族のことであり、授爵は天皇の大権に属し、授爵基準は法定されていなかったが、おおむね臣籍に降下された皇族、旧公卿、旧諸侯のほか国家に勲功ある者に授けられ、有爵者の家督相続人たる男子は一定条件のもとに襲爵できたので、それが特権的門地を形成することとなったけれども、第二次世界大戦後の日本国憲法制定にあたって、このような特権的身分の存続は望ましくないとされ、同法14条2項により「華族その他貴族の制度は、これを認めない」としてその制度が廃止されたものである。そして、これが将来に亘り、類似制度の出現することをも禁止したと解するのが相当といえるものである。加えて、現行憲法の施行前まだ我が国に存在していた爵位制度は、一般世人の記憶に未だ古くないといえるところである。

しかして、本願商標は、「新侯爵」の文字よりなるところ、前記した事情に鑑みれば、これは、かつて存在した爵位の1つである「侯爵」の文字に、新しいの意を有する「新」の文字を冠したものとして容易に看取され、ひいては、新たに爵位制度が創設されたところの「新しい侯爵」の意味合いに理解されることも決して少なくないといえるのが相当である。

してみれば、本願商標をその指定商品について使用した場合、取引者、需要者に、前記意味合いのものとして誤認させ、ひいては世人を欺瞞するおそれがあるといえるから、社会公共の利益に反するとともに、社会の一般道徳観念にも反する。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。

審決

「昭和大仏」(第20類家具、葬祭用具等 平成4年3月5日 昭和60年審判第18883号)

本件商標は、「昭和大仏」の文字よりなり、第20類「家具、豊類、建具、屋内装置品、屋外装置品、記念カップ類、葬祭用具」を指定商品とするものである。

よって判断すると、請求人「宗教法人青龍寺」の境内に建立され、昭和59年9月31日に開眼落慶式が挙行されたところの大日如来座像を「昭和大仏」と称するところ、これは、同54年7月1日に建立趣意書が世に発表され、地元(青森県)新聞に掲載され、同57年には全国紙にも報道されるに至ったものとされる。

しかして、被請求人は、本件の商標登録出願をすることにつき請求人の承諾を得たと認めるに足りる資料の提出がない。

ところで、商標法4条1項7号の規定の趣旨は、商標の構成自体がきょう激、卑わいな文字、図形である場合及び商標の構成自体がそうでなくとも、指定商品について使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般道徳観念に反するような場合も含まれるものとみるのが相当と解されるところ、被請求人は、請求人に無断で本件の出願をなしたものと見えるから、かかる行為は、社会の一般道徳観念に反するものであって、公の秩序を害するおそれがあるものといえる。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当する。

審決

みなとみらい
「港未来 21」(第9類事務用機械器具等 平成6年9月28日 昭和61年審判第8652号)

本願商標は、「港未来21」の文字を横書きしてなり、その上に「みなとみらい」の振りがなをしてなり、第9類「事務用機械器具、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、「みなとみらい21」といえば、横浜市が「都心臨海部総合整備計画」として現在推進中の事業であることは全国的に周知の事実であり、かかる意味合いを持った名称を、その事業とは何等関係のない私人が商標として採択、使用する場合には、その事業の推進にも支障を来たすおそれを招来し、公共の利益に反するばかりでなく、商道德の面からも穏当でないものといわざるを得ない。

しかして、本願商標は前記のとおりであって、まさにその事業の愛称である「みなとみらい21」の文字に相通じるものである。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。

審決取消訴訟

「特許管理士会」(第 26 類書籍等 平成 11 年 4 月 21 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 299 号)

本願商標は、「特許管理士会」の漢字を横書きし、第 26 類「書籍、雑誌、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

「特許管理」の語が、特許を管理するという広範な意味合いを有し、報酬を得ることを目的として特許等に関する出願や異議申立て等を行う「弁理士のみがなし得る業務」もこれに含まれること、特許法 8 条が、在外者の特許に関する代理人である「特許管理人」の権限内容等を定め、この特許管理人が行う特許に関する手続が「特許管理」の概念に含まれること、「特許管理士」の語から「特許を管理することができる一定の資格を有する者」との意味合いを想起できること、さらに、弁理士法 22 条の 2 の規定の趣旨及び同法 22 条の 3 が規定する弁理士以外の者が、利益を得る目的をもって弁理士及びこれに類似する名称を使用することを禁止している趣旨等を勘案すると、本願商標構成中の「特許管理士」の語は、法律の定める正しい資格名称及びその業務内容の全てを具体的に認識していない一般の国民にとっては、「法律の定めにより特許管理を業として行える資格を有する者」又は「弁理士法が定める弁理士の業務を業として行える者」の意を想起、連想させるものであり、この意味において「弁理士」と相紛らわしいものである。

以上を総合すると、本願商標は、「特許管理士」を会員とする団体を認識させ、ひいては「弁理士会」と同一の機能を有する社団を想起させるものである。

そうすると、本願商標を指定商品「書籍、雑誌、その他本類に属する商品」に使用するとき、該商品は、取引者・需要者に、弁理士会又は実質的にその会員である弁理士が取り扱っているかのような印象を与えるというべきである。

したがって、本願商標は、「弁理士」と紛らわしい「特許管理士」の語を構成の主要部とし、「弁理士会」と紛らわしい「特許管理士会」の語からなるものであるから、その指定する商品に使用することは、特許制度の利用者である一般の国民が特許管理などの専門家である弁理士及び弁理士を会員とする弁理士会に寄せる信頼を害することになり、社会公共の利益に反するものであるから、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

特許管理士会

本願商標

審決取消訴訟

ほろはた
「母衣旗」(第 32 類食肉等 平成 11 年 11 月 29 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 18 号)

本件商標は、「ほろはた」及び「母衣旗」の文字を二段に横書きしてなり、第 32 類「食肉、卵、食用水産物、野菜、果実」等を指定商品とするものである。

本件商標を構成する「母衣旗」の文字については、イベントの名称や町の産品に付することを奨励するものとして選定採択し、地域周辺の業者等において、誰もが自己の商品に「母衣旗」の標章を使用できるとの認識を有する状態となっていたことが認められる。

他方、「母衣旗」の名称が、町内の各業者に対し使用が奨励されていることを十分承知しているものと推認されるところ、被告は、本件商標を出願し、登録を受けて、その指定商品の範囲とはいえ、「母衣旗」の標章の独占的使用権限を取得して、他業者の使用を不可能又は困難とし、その使用を断念させたことが認められる。

そうすると、被告による本件商標の取得は、仮に、本件商標を自ら使用する意思をもってその出願に及んだものであるとしても、原告による、町の経済の振興を図るといふ地方公共団体としての政策目的に基づく公益的な施策に便乗して、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、「母衣旗」名称による利益の独占を図る意図でしたもので、本件商標は、公正な競争秩序を害するものであって、公序良俗に反するものである。

したがって、本件商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

ほろはた
母衣旗

本件商標

審決取消訴訟

「企業市民白書」(第 26 類印刷物等 平成 12 年 5 月 8 日 東京高平成 11 年(行ケ)第 394 号)

本願商標は、「企業市民白書」の文字を横書きしてなり、第 26 類「印刷物、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

ところで、「白書」は、中央省庁が編集する政府刊行物の名称に用いられ、現在においては、政治・経済・社会の実態及び政府の施策の現状について、国民に周知させることを目的とする、報告書的な内容をもつものとして一般国民に認識されているものである。他方、政府刊行物以外の刊行物であって、題号中に「白書」の文字を含む刊行物が、相当数存在しているが、それ等は、小説又は漫画等であって、政府刊行物としての「白書」が扱う分野とは関連に乏しい分野と理解され、政府刊行物としての「白書」ではないと容易に認識できるものである。しかるところ、本願商標は、その構成文字の意味合いからして、審決が「本願商標をたとえば『印刷物』に使用した場合、これに接する取引者、需要者は政府発行の刊行物であるかの如く、誤認するおそれがあり」と認定したことに誤りはない。

したがって、本願商標は商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

企業市民白書

本願商標

審決取消訴訟

「カーネギー・スペシャル・CARNEGIE SPECIAL」(第9類理化学機械器具等 平成14年8月29日 東京高平成13年(行ケ)第529号)

本件商標は、「カーネギー・スペシャル」の片仮名文字と「CARNEGIE SPECIAL」の欧文文字とを2段に横書きしてなり、第9類「理化学機械器具」等を指定商品とするものである。

デール・カーネギー(Dale Carnegie)は、1888年に生まれ、1955年に死亡した著述家、講演者であり、その名前は、辞書、人名辞典等にも掲載されている。また、1912年に、ニューヨークにおいて話し方講座を初めて開設し、その方法論に基づく講座は、現在に至るまで多くの国で実施されている。そして、その氏名が付されている能力養成・人材育成の講座も、本件商標の登録査定時において、既に日本を含めた世界の多くの国で周知となっていた、と認めることができる。

本件商標の「スペシャル」「SPECIAL」の部分は、我が国において一般的によく知られている形容詞ないし名詞であり、これが「カーネギー」「CARNEGIE」と結合することにより、一般に用いられる意味とは異なる別個独立の意味を持つことを認めさせる証拠はない。したがって、本件商標からは、「カーネギー」「CARNEGIE」に応じて「カーネギー」の称呼をも生じると認めることができる。他方、「デール・カーネギー」は、しばしば「カーネギー」等と略称されることがあることから、識別力の中心は、「CARNEGIE」「カーネギー」の部分にある、ということができる。本件商標と引用商標は、識別力の中心である「CARNEGIE」「カーネギー」の表記及び「カーネギー」の称呼において一致するものであるから、本件商標の使用態様によっては、引用商標との間に混同を起こすおそれがあると認められる。

各証拠によれば、本件商標の登録査定時当時、原告は、被告の実施している講座が、長い歴史を有し著名で、一定の評価を受けていることを十分認識した上で、自己の主要な業務に、その評価を利用する意図で、本件商標の出願を行い、その登録を受けたものと優に認定でき、不正の目的を有していたと認められる。

4条1項7号は、条文上、商品ないし役務の同一性、類似性を不可欠の要件とするものではない。前記のとおり、原告は、被告ないしそのライセンサーが、世界各国で行っている事業が高い評価を受け、著名であることを十分承知しながら、その著名性を、専らその主力事業のために利用する意図をもって、本件商標の登録をしたものである。そうである以上、本件商標の登録全体が、公序良俗に反するものとして無効になる、というべきである。

カーネギー・スペシャル
CARNEGIE SPECIAL

本件商標

審決取消訴訟 登

「野外科学KJ法」(第41類電子計算機ソフトウェアの使用法の教授 平成14年7月16日
東京高平成14年(行ケ)第94号)

本件商標は、「野外科学KJ法」の文字を横書きしてなり、第41類「電子計算機ソフトウェアの使用法の教授」を指定役務とするものである。

商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、商標の構成自体がきょう激、卑わい、差別的又は他人に不快な印象を与えるような文字、図形、又は、当該商標を指定商品あるいは指定役務について使用することが社会公共の利益に反し、あるいは、社会の一般道徳観念に反するような商標、特定の国若しくはその国民を侮辱する商標又は一般に国際信義に反する商標、特許法以外の法律によって、その使用等が禁止されている商標等が含まれる、と解すべきである(必ずしも、これらのものに限定するとの趣旨ではない。)。そして、上にいう、社会の一般道徳観念に反するような場合には、本件のように、ある商標をその指定役務について登録し、これを排他的に使用することが、当該商標をなす用語等につき当該商標出願人よりもより密接な関係を有する者等の利益を害し、剽窃的行為であると評することのできる場合も含まれ、このような商標を出願し登録する行為は、商標法4条1項7号に該当するというべきである。

「野外科学」の語は被告が提唱した語であり、「KJ法」との語は、被告が創案して提唱し、その後、KJ学会等で多数の賛同者及び研究者の協力を得て発展し、科学的分析方法として一般に普及し、広く認識されている語である。この「KJ法」と「野外科学」との語を組み合わせた本件商標を原告が商標登録し、これを排他的に使用することは、被告及びKJ学会の関係者とその利用者の利益を害し、剽窃的行為であると評することができるから、原告が本件商標を出願し、その登録を受ける行為は、社会の一般道徳観念に反し、公序良俗に反するものといわざるを得ない。

野外科学KJ法

本件商標

審決取消訴訟 登

「Shock Wave・ショックウェイブ」（第41類映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営に関する情報の提供等 平成16年4月27日 東京高平成15年(行ケ)第492号）

本件商標は、「Shock Wave」の欧文文字と「ショックウェイブ」の片仮名文字を上二段に横書きして成り、第41類「映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営に関する情報の提供、その他の映画・演芸・演劇又は音楽の演奏の興行の企画又は運営等」を指定役務とするものである。

原告は、補助参加人（異議申立てにおける申立人）の元従業員である。そして、「Shock Wave」の名称を付された本件音楽イベントは、補助参加人の業務、とりわけ本件音楽雑誌と密接に関わるものとして、ビジュアル系ハードロック業界の音楽の愛好家等の間で周知であった、と優に認めることができる。また、本件商標登録出願に関し、時期を問わず、原告が、補助参加人の承諾を得たと認めるに足りる証拠はない。

本件出願当時、原告は補助参加人の従業員であったと認められるから、補助参加人の有する財産権を侵害しないようにすべきは当然であった。また、補助参加人が、本件音楽イベントの企画を通して獲得した、引用標章に係る財産権（顧客吸引力）は、原告が、その退職後も、尊重すべきものであると認められる。しかも、平成12年9月1日に本件契約が締結され、これにより、原告が代表者を務める「スターチャイルド」も、引用標章に係る権利を含む、補助参加人の財産権を侵害しないことを約した上で、補助参加人と業務提携をしている。引用標章に係る補助参加人の財産権を尊重すべき原告が、補助参加人に無断でした本件登録が、公序良俗に反することは明らかである。

本件音楽イベントを実現まで漕ぎ着けたことが、原告の尽力に負うところ大であったとしても、それは、補助参加人の従業員として当然のことである。本件音楽イベントが、原告個人の事業としてなされたものと認められない以上、原告の上記尽力は、本件登録が公序良俗に反すると認定することの阻害事由にはならない。

したがって、本件商標の登録は、商標法4条1項7号に違反してなされたものである。

Shock Wave

ショックウェイブ

本件商標

審決取消訴訟

「福祉大臣」(第9類財務会計処理用コンピュータソフトウェア(記録されたもの)等 平成16年11月25日 東京高平成16年(行ケ)第197号)

本願商標は、「福祉大臣」の文字(標準文字)を書してなり、第9類「財務会計処理用コンピュータソフトウェア(記録されたもの)、その他の電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路、磁気ディスク、磁気テープその他の周辺機器を含む。)、財務会計処理用電子計算機用プログラムを記憶させたCD-ROMその他の記憶媒体、財務会計処理用電子式卓上計算機、財務会計処理用ワードプロセッサ」及び第42類「電子計算機の用途に応じた的確に操作するためには高度の専門知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、電子計算機の財務会計プログラムの設計・作成又は保守」を指定商品及び指定役務とするものである。

本願商標である「福祉大臣」の語は、あたかも「福祉に関する大臣」という国の行政機関の長を示す公的な名称として、あるいは福祉行政を担当する厚生労働大臣の別称を意味するものとして、一般的に認識される可能性のあるものといふことができ、取引社会において、大臣名称が一定の商品や役務について公的な基準、規格等を満たしていることを示す表示として用いられていることなどに照らすと、「福祉大臣」の文字よりなる本願商標をその指定商品及び指定役務について使用した場合には、その需要者、取引者に対し、それらが福祉に関する行政分野を統括する大臣の名称であるかのように、あるいは厚生労働大臣と関わりがあるかのように、誤信させるおそれがあるといふべきであり、その登録を認め、指定商品及び指定役務について独占使用権、排他権を付与することは、国民の行政に対する信頼を損ねるとともに、取引秩序を乱すおそれがあり、社会公共の利益に反するといふべきである。

商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、上記のように、当該商標を使用することにより、国民の行政への信頼を損ねるなど、社会公共の利益に反することになるものも含まれると解すべきであるから、本願商標は、商標法4条1項7号に該当するものとして、商標登録を受けることができないものといわざるを得ない。

福祉大臣

本願商標
(標準文字)

審決取消訴訟

「建設大臣」(第9類財務会計処理用コンピュータソフトウェア(記録されたもの)等 平成16年11月25日 東京高平成16年(行ケ)第196号)

本願商標は、「建設大臣」の文字(標準文字)を書してなり、第9類「財務会計処理用コンピュータソフトウェア(記録されたもの)、その他の電子計算機(中央処理装置及び電子計算機用プログラムを記憶させた電子回路、磁気ディスク、磁気テープその他の周辺機器を含む。)財務会計処理用電子計算機用プログラムを記憶させたCD-ROMその他の記憶媒体、財務会計処理用電子式卓上計算機、財務会計処理用ワードプロセッサ」及び第42類「電子計算機の用途に応じた的確に操作するためには高度の専門知識・技術又は経験を必要とする機械の性能・操作方法等に関する紹介及び説明、電子計算機の財務会計プログラムの設計・作成又は保守」を指定商品及び指定役務とするものである。

中央省庁等の再編成が大規模なものであり、それに関する報道等がなされ、また再編成後3年余りを経たとしても、必ずしも国民一般の間で再編成後の各省庁の名称、事務分掌等が正確に認識されているとは限らないし、建設省ないし建設大臣の名称が、50年以上もの間、国民のよく知るところで定着していたことや、現在でも、当時の建設大臣による許認可等の効力がそのまま残っているものもあり、それらに対する国民の信頼も失われているとはいえないことなどを考えると、審決時において、なお建設大臣という名称に対して国民一般が抱く公的な名称としての認識がなくなったとみることはできず、「建設大臣」という名称から、従来の建設省の長たる大臣、あるいは、建設に関する行政分野を統括する大臣という観念を想起することは十分考えられるところである。

「建設大臣」という語が、国の行政組織に係る公的な名称を示すものとして認識され、実際に、取引社会において、一定の商品や役務について公的な基準、規格等を満たしていることを示す表示として用いられていることなどに照らすと、「建設大臣」の文字よりなる本願商標をその指定商品及び指定役務について使用した場合には、その需要者、取引者に対し、それらが従前の建設省の所管事務を統括していた建設大臣と関わりがあるかのように、あるいは建設に関する行政分野を統括する大臣の名称であるかのように、誤信させるおそれがあることは明らかであり、その登録を認め、指定商品及び指定役務について独占使用権、排他権を付与することは、国民の行政に対する信頼を損ねるとともに、取引秩序を乱すおそれがあり、社会公共の利益に反するというべきである。

商標法4条1項7号の「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」には、上記のように、当該商標を使用することにより、国民の行政への信頼を損ねるなど、社会公共の利益に反することになるものも含まれると解すべきであるから、本願商標は、商標法4条1項7号に該当するものとして、商標登録を受けることができないものといわざるを得ない。

建設大臣

本願商標
(標準文字)

審決

「Buddha・仏陀」(平成 18 年 11 月 27 日 不服 2004-24437)

本願商標は、「B u d d h a」「仏陀」の文字を上下二段に書してなり、第 18 類「かばん金具、がま口口金、皮革製包装用容器、愛玩動物用被服類、かばん類、袋物」等を指定商品とするものである。

本願商標は、株式会社岩波書店 広辞苑第五版によれば「(梵語 buddha の音写。覚者・智者と訳す)目覚めた人の意で、悟りに達した人をいう。特に釈迦牟尼を指すが、広義には過去・未来および十方世界に多くの仏陀が存在するという。仏ぶつ。ほとけ。ブツダ。」を意味し、インドのサンスクリット語では「目覚めた人」「体解した人」「悟った者」などの意味を有し、一般的に日本では仏教の開祖、釈迦を「仏陀」とみており、あるいは釈迦の尊称として「仏陀」の語が用いられている。

ところで、キリスト教、イスラム教と並び世界三大宗教の一つといわれる仏教の信者は世界的にも多数存在するところ、上記のように、「B u d d h a 」「仏陀」は、我が国では仏教の開祖、釈迦ともみられるものであって、仏教信者にとってはかけがえのない信仰のよりどころとなるものでもあるから、該文字よりなる本願商標を、その指定商品に使用するときには、「仏陀」の尊厳を損ない、信者の信仰上の感情を害し、ひいては、公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあるものというべきである。

したがって、本願商標は、商標法第 4 条第 1 項第 7 号に該当する。

なお、請求人(出願人)は過去の登録例を挙げて、本願商標が商標法第 4 条第 1 項第 7 号に該当しない旨述べているが、登録出願に係る商標が公序良俗を害するおそれがあるか否かについては、査定時又は審決時における社会通念に基づき認定、判断すべきところ、社会通念は時代と共に変化するものでもあるから、それに伴って、従来公序良俗を害するおそれがなかったものがあるようになったり、またその逆もあり得ることであり、過去に登録されたものが常に公序良俗を害するおそれがないとは言い得ないというべきである。

さらに、商標権は、商標権者が指定商品又は指定役務について登録商標を専有し、同者がいわゆる排他的独占権を有するものであるところ、近時、知的財産に対する認識、評価、さらには権利意識が高まり、権利行使が日常的に行われていることは、当庁において顕著な事実であり商標権においても例外ではないことから、国内における商標権におけるいたずらな紛争を回避する目的においても、仏教の開祖として知られる本願商標については、前記のとおり判断するのが相当である。

Buddha
仏陀

本願商標

審決取消訴訟 登

「COMEX」(第14類時計等 平成17年1月31日 東京高平成16年(行ケ)第219号)

本件商標は、「COMEX」の欧文文字を横書きしてなり、第14類「時計、時計の部品及び付属品」を指定商品とするものである。

原告による本件商標「COMEX」の商標登録出願は、出願の経緯及び商標登録後の原告の行為に照らし、被告ロレックス社製の「ROLEX / comexダブルネーム」時計の人気及び「comex」、「COMEX」の商標が被告ロレックス社製ダイバーズウォッチの高い性能と信頼性の証とされていることを熟知しながら、我が国において「時計、時計の部品及び付属品」を指定商品とする「COMEX」の商標登録がされていなかったことを奇貨として、先取りのためにされたものであり、その商標登録出願に基づいて登録された本件商標「COMEX」を原告の販売する時計に使用すれば、需要者の誤認を招くばかりでなく、そのただ乗りの使用によって、「comex」、「COMEX」の商標について形成された被告ロレックス社の信用が毀損され、また、本件商標「COMEX」が原告の販売する比較的廉価なダイバーズウォッチに使用されれば、ごく少数のサブマリーナ及びシードゥエラーにのみ使用されることによって希少性と名声を保っている「comex」、「COMEX」の商標が希釈化され、その価値が損なわれることになることは明らかである。加えて、原告は、「comex」の商標の付されていない被告ロレックス社製の時計に「COMEX」のロゴ入れ加工を独占的に行うことを正当化する理由として、本件商標「COMEX」が原告の登録商標であることをうたっている。

以上のような諸事情を総合考慮すれば、本件商標の登録を容認することは、「商標を保護することにより、商標の使用をする者の業務上の信用の維持を図り、もって産業の発達に寄与し、あわせて需要者の利益を保護する」(商標法1条)という商標法の予定する秩序に反するものというべきであり、このような観点から見て、本件商標は、商標法4条1項7号にいう「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に当たるものとして、その登録が許されるべきものではない。

COMEX

本件商標

審決取消訴訟 登

「Kranzle」(第7類高圧洗浄機 平成18年1月26日 知財高平成17年(行ケ)第10668号)

本件商標は、下記のとおり構成からなり、第7類「高圧洗浄機」及び第25類「作業服、ヘルメット」を指定商品とするものである。

K r a n z l e 標章は、ドイツクランツレ社(ヨゼフ・クランツレ社及び被告)のいわゆるハウスマークであり、第三者はドイツクランツレ社の承諾を得ることなく商標登録を受けることができるものではなかったところ、原告は、被告に無断で、被告の販売代理店であることを示す資料のみをもって、ドイツクランツレ社の同意又は承諾があるとして本件出願行為をし、本件商標の商標登録を受けたものであり、ドイツクランツレ社のK r a n z l e 標章を剽窃したものである。

そして、その目的は、本件商標の排他的効力により、日本でのK r a n z l e 標章の使用の独占を図ることによって、出石や日本クランツレによるクランツレ製品の日本国内における輸入、販売を阻止しようとしているのであるから、不正の目的をもって登録出願をしたことは明らかというべきである。

したがって、本件商標の登録出願の経緯には著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その商標登録を認めることは、商取引の秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものであって、到底容認し得ないものというべきである。

本件全証拠を検討しても、本件出願の登録査定時(平成14年10月18日)において、被告が、原告による本件商標登録を当然のこととして同意していたことを認めるに足りない。

したがって、原告が本件商標の登録を受けることについて正当な理由があったものとはいえないことから、本件商標は商標法4条1項7号に該当するものとして無効とすべきである。



本件商標
(色彩省略)

審決 登

「トトロ」(第 19 類建築用又は構築用の非金属鉱物等 平成 13 年 10 月 5 日 無効 2000-35537 号)

本件商標は、「トトロ」の文字を横書きしてなり、第 19 類「建築用又は構築用の非金属鉱物」等を指定商品とするものである。

各証拠によると、おそくとも本件商標が出願された時点には、我が国において「となりのトトロ」の映画作品及びその主人公「トトロ」を想起・観念し、請求人又は原作者宮崎駿氏を中心とする当該商品化事業ないしそれら各商品との関係を直ちに認識し得る程度に広く我が国の取引者、需要者間に知悉せられていたものとみて差し支えないものと認められる。

そして、本件商標の指定商品は、各建築材料その他の業務用の商品を中心とするものであるが、前記商品化に係る各種商品とは特に家庭用に供される商品の分野においてはなおその需要者を共通にする場合が少なくないといえる。

そうとすると、被請求人が本件商標を採択、使用することは、前記アニメ作品の名声に便乗し、または、請求人関連当事者の商品化事業に係る「となりのトトロ」、「トトロ」及び「T O T O R O」等の標章の有する顧客吸引力に便乗するもの、すなわち、不正の意図を推認するのに充分といわざるを得ない。

してみれば、本件商標は、公正な競争秩序を乱すおそれがあり、また、特に我が国の年少者を中心に形成された或る種キャラクターイメージを理由なく利用するものであって、商取引上の信義則に反するものといわざるを得ないから、商標法第 4 条第 1 項第 7 号に違反して登録されたものといわなければならない。

ト ト ロ

本件商標

審決

「梅露庵・うめつゆ」(第 30 類菓子及びパン 平成 16 年 9 月 7 日 不服 2002-21090 号)

本願商標は、「梅露庵」「うめつゆ」の文字を書してなり、第 30 類「菓子及びパン」を指定商品とするものである。

本願商標は、その構成中の「梅露庵」の文字は、岐阜県恵那市長島町永田にある地名であって、ここに西行法師が庵を結んだと伝えられ、現在もその屋敷跡の平地が残されているものと認められる。そして、岐阜県恵那市の永田地区では、その場所を公園化し地域のシンボルとする事業がすすめられていることが認められる。

そうすると、請求人による本願商標の取得は、地域の公益的な施策に便乗して、その遂行を阻害し、公共的利益を損なう結果に至ることを知りながら、指定商品が限定されるとはいえ、「梅露庵」名称による利益の独占を図る意図でしたものといわざるを得ず、本願商標は、公正な競争秩序を害するものであって、公序良俗に反するものというべきである。

したがって、本願商標が商標法第 4 条第 1 項第 7 号に該当するとして本願を拒絶した原査定は、妥当であって、取り消すべきでない。

梅
露
庵

本願商標

審決

「がんばれニッポン」(第 33 類日本酒 平成 16 年 7 月 20 日 無効 2003-35347 号)

本件商標は、「がんばれニッポン」の文字を横書きしてなり、第 33 類「日本酒」を指定商品とするものである。

本件商標についてみると、本件商標は、「がんばれニッポン」の文字よりなるものであるのに対し、「がんばれ！ニッポン！」の構成よりなる引用標章及び「がんばれ！ニッポン！」の文字を含みそれが顕著に表されている引用標章と感嘆符「！」の有無の差異はあるとしても、「がんばれニッポン」の文字を同じくするものであり、かつ「ガンバレニッポン」の称呼及び「がんばれ日本」の観念を共通にする類似のものと認められる。

そして、被請求人の採択した本件商標「がんばれニッポン」は、JOC に係るオリンピック選手育成強化事業におけるキャンペーンのキャッチフレーズを表すマーク(各引用標章)に使用されている「がんばれ！ニッポン！」と偶然一致したものとは認めが難しく、JOC 及び JOC が展開しているキャンペーンの協賛企業が「がんばれ！ニッポン！」を使用していることを知り得て、本件商標を採択し登録出願したものと優に推認できるものである。

そうとすれば、被請求人が本件商標を登録出願した行為は、恰も、JOC の展開しているオリンピック選手育成強化事業のキャンペーンの協賛企業であると誤信させ、協賛企業の使用に便乗し、オリンピック又は国際スポーツ事業への援助及び参加選手の育成等 JOC の事業に参加して、社会的に貢献していることの企業イメージを得ようとする意図をもってされたものといわざるを得ないものであるから、本件商標は、社会通念上商道德に反するものであり、公正な商取引秩序を乱すおそれがあるばかりでなく、ひいては、公の秩序を害するおそれがあるものというべきである。

がんばれニッポン

本件商標

異議決定

「Picasso World」(第16類印刷物等 平成16年12月1日 異議2003-90522号)

本件商標は、下記のとおり構成よりなり、第16類「紙類、文房具類、印刷物、写真」等を指定商品又は指定役務とするものである。

本件商標の「Picasso」の文字部分は、その独特な作風で世界的に知られているスペインの画家「Pablo Ruiz Picasso」の著名な略称といえる「ピカソ」を容易に認識させるものと認められ、欧文字の綴りもピカソのそれと一致するものである。

そして、「Picasso」が世界的に著名な画家の名称であることは、日本においても周知の事実であるといえることからすると、本件商標は、その構成中に、著名な画家を認識させる「Picasso」の欧文字、及び「ピカソの作品の世界、ピカソの作風の世界」の意味合いを容易に認識させる「Picasso World」の欧文字を有し、さらに、ピカソの絵をモチーフとするものであろうと容易に理解させる彩色された図形部分を有してなるものである。

そうとすると、本件商標を商標権者が採択したことは、画家ピカソの名声に便乗し、本件商標の使用の独占を図るといえるものであり、かつ、不正の目的が窺われるものである。そして、一私人である商標権者が世界的に著名な画家の名声をその遺族の承諾もなく本件商標を使用することは、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、商取引の秩序を乱すものであって、我が国の国際的な信頼を損なうおそれがあり、ひいては、国際信義に反するものである。

請求人は、他の著名な芸術家（故人）等の名称が商標として設定登録されている例を挙げ、本件登録異議の申立てが特筆されたものである旨主張する。

しかしながら、これについても、たとえ、過去に著名な芸術家（故人）等の名称が商標として登録されている例があるとしても、従来、公序良俗を害するおそれがなかったものがあるようになったり、又はその逆もあり得ることであり、社会通念は、時代と共に変化するものである。そして、時代と共に変化する社会通念に伴って、登録されたものが常に公序良俗を害するおそれがないとはいえないというべきである。



本件商標

審決 登

「福沢諭吉」(第 16 類印刷物等 平成 17 年 5 月 31 日 無効 2004-89021 号)

本件商標は、「福沢諭吉」の漢字を横書きしてなり、第 16 類「紙類、雑誌」等を指定商品とするものである。

「福沢諭吉」は、明治時代の民間啓蒙思想家で「学問のすすめ」等の作品で知られ、現在の慶應義塾大学の前身である慶應義塾を創設したこと等で一般によく知られているものと認められる。

また、「福沢諭吉」は、郷土大分県中津市はもとより、国民一般に敬愛されていた人物であることも認められる。

そうすると、本件商標は、「福沢諭吉」の文字よりなるものであるから、遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録することは、著名な死者の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものといわざるを得ない。

なお、被請求人は「如何にして何代も調査する必要のある遺族の承諾をまで得ることが必要であるという取扱いが導き出されるべきなのかは、被請求人には到底理解することができない。」旨主張しているが、本件については、前記のとおり、本件商標の登録は、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるものと認められるから、この点に関する被請求人の主張は採用の限りでない。また、被請求人は、審査基準の変更を理由に無効にする理由とはならない旨述べ、本件商標と同様の登録例を提出しているが、特定の登録商標が本号に違反して登録されたものかどうかは、個別具体的に判断されるべきものであるから、本件の判断を左右するものではない。

福 沢 諭 吉

本件商標

審決取消訴訟

遺族等の承諾を得ることなく本願商標を指定商品について登録することは、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるとされた事例（平成 18 年 5 月 30 日 不服 2003-18577 号）

「世界的に著名な死者の氏名を遺族と何ら関係を有しない者が遺族等の承諾を得ることなく、商標として登録することは、故人の名声、名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものとして、公の秩序又は善良の風俗を害するものといわざるを得ない。」と解される（東京高裁 平成 13 年（行ケ）第 443 号判決 平成 14 年 7 月 31 日判決言渡参照）。

これを本件についてみるに、本願商標は、「野口英世」の文字を標準文字で表してなるところ、野口英世は、世界的に有名な細菌学者であり、梅毒スピロヘータの純粋培養に成功したことや黄熱病研究に尽力したこと等で知られる人物であり、近時においては、その業績等を讃えて我が国の通貨（1000 円紙幣）に肖像が採用されていることは広く知られているところである。

そして、「野口英世」は、野口英世博士の氏名として、我が国の一般世人にも広く知られているものであり、これに止まることなく、世界的にもその業績とともに著名であるといえる。さらに、野口英世博士の業績を讃え、あるいは、その業績や遺志を引き継ぐ事業や団体等が国内外に実在することもまた知られたところである（たとえば、野口英世記念財団（<http://www.noguchi-hideyo.com/hideyo/index.html>）野口英世記念館（<http://www.noguchihideyo.or.jp/>）野口医学研究所（<http://www.noguchi-net.com/>）及び審判甲第 5 号証）ことから、同人は、世界的に有名な細菌学者として著名な存在であり、その死亡時から査定時及び今日においても、その著名性が継続していると認められる。

そこで、本件の請求人（出願人）と前記野口英世博士との関係についてみるに、両者が何らかの関係を有する者であると認め得る証左はなく、また、当該氏名の出願や登録に関して、何らかの承諾等を得た者であるともいえないものであるから、本件の請求人（出願人）は、故野口英世博士とは何ら関係を有することのない者といわざるを得ない。

してみれば、本願商標は、指定商品の取引者、需要者に故野口英世博士の氏名を表す文字よりなるものと容易に認識させるものであるから、遺族等の承諾を得ることなく本願商標を指定商品について登録することは、著名な死者の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあるといわざるを得ないものである。

審決取消訴訟 登

「KYOKUSHIN」(第 41 類空手の興行の企画・運営又は開催等 平成 18 年 12 月 26 日 知財高平成 17 年(行ケ)第 10032 号)

本件商標は、下記のとおり構成からなり、第 41 類「技芸・スポーツ又は知識の教授、空手の興行の企画・運営又は開催、運動施設の提供」を指定役務とするものである。

原告は、本件紛争は、原告と大山倍達の遺族の一人(三女)である被告との間の商標権の帰属をめぐる紛争、すなわち、私益に関する紛争にすぎないから、このような私人間の紛争の解決のために 7 号を適用した審決は、そもそも誤りである旨主張する。

「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」につき、商標登録を受けることができないとする 7 号の文言自体からすれば、商標の構成自体に着目した規定となっているが、登録出願の経緯に照らし、商標法の予定する秩序に反する登録出願も、公の秩序に反するものというほかに、これを有効とすることは同法の趣旨に反するものというべきである。そして、商標法 4 条 1 項各号には個別に不登録事由が定められていること、商標法においては商標選択の自由を前提として最先の出願人に登録を認める先願主義の原則が採用されていることなどを併せ考えると、登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして容認し得ないような場合には、商標の構成自体に公序良俗違反のない商標であっても、7 号に該当するものと認めるのが相当である。

原告は、本件紛争が私益に関する紛争であるとして、7 号が適用されない旨主張するが、本件においては、原告の有する本件商標について、原告の登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものがあるか否かが争われているのであり、単に、原告と被告との間の私益に関する紛争が問題となっているものではないから、被告(審判請求人)からの本件無効審判請求において、審決が、本件商標の登録の有効性につき、その登録出願の経緯等を認定した上、7 号の該当性判断を行ったことに原告主張のような誤りはない。

原告による本件商標の登録出願は、大山倍達の生前の極真会館という膨大な構成員からなる規模の大きなまとまった一つの団体を出所として表示するものとして広く知られていた標章について、大山倍達の死亡時から間もない当時の代表者である原告が個人名義でしたものであるところ、その登録出願は、極真会館のために、善良な管理者の注意をもって代表者としての事務を処理すべき義務に違反し、事前に団体内部においてその承認を得ると共に、その経過を直ちに報告するなど、極真会館内部の適正な手続きを得るべき義務を怠り、個人的な利益を図る不正の目的で、秘密裏に行ったと評価できるものであり、極真会館としても、その後、それが不適切な行為であると表明していた。

本件商標の正当な出所といえる大山倍達の生前の極真会館が、その死後、複数の団体に分裂し、極真空手の道場を運営する各団体に対立競合している状況下において、大山倍達の死亡時から間もない当時の極真会館の代表者としての原告が重大な義務違反により個人名義で登録出願したことによる本件商標の登録を、登録査定時において大山倍達の生前の極真会館とは同一性を有しない一団体の代表者である原告にそのまま付与することは、商標法の予定する秩序に反するものといわざるを得ない。

したがって、本件商標の登録は、その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして容認し得ないというべきで

あるから、商標法4条1項7号に違反してされたものであるとして、同法46条1項の規定により、その登録を無効とすべきである。

KYOKUSHIN

本件商標

同旨判決 登

「極真空手・KYOKUSHIN KARATE」（平成18年12月26日 知財高平成17年（行ケ）第10033号）

公序良俗に反しないとされた事例

審決 登

「STOWAWAY」(第45類他類に属しない食料品及び加味品等 昭和32年12月25日 昭和30年抗告審判第161号)

本願商標は、「STOWAWAY」の文字を書してなり、第45類「他類に属しない食料品及び加味品」を指定商品とするものである。

本願商標は、「STOWAWAY」の文字よりなるものであるが、我が国における社会一般の英語知識の水準からみて、直ちにその意味を理解し難いものであるばかりでなく、「密航者」の意味を有する本願商標をその指定商品である食料品の類に使用しても、当該指定商品との具体的関係において、直接に反社会的結果を招来するに至るものとも認められない。

本願商標は、商標法(旧法)2条1項4号には該当しない。

審決

「聖母マリア像(図)マリア・MARIA」(昭和34年2月6日 昭和32年抗告審判第806号)

本願商標を構成する聖母の像は、キリスト教信者の愛敬するところのものであるところ、同宗教における信仰の対象そのものではなく、神体等の如く礼拝の対象物と異なるものといわなければならない。そして、商標法(旧法)2条1項4号に規定する「秩序又は風俗を紊るの虞あるもの」とは、公の秩序を紊り善良の風俗を害するおそれのあるものであって、これをその指定商品に使用するときには社会の一般的利益に反し又は国民一般の道德感ないしは社会的良心を害するおそれのあるものを意味するものであり、このようなものを商標として登録することを拒否したものが同条項の法意であると解すべきである。

翻って、聖母の像を食品について商標として使用する場合についてみるに、敬虔なキリスト教信者の一部にはこのようなものを食品の商標として使用することに対し不快の感を懐く者が存することは認め得るとしても、キリスト教はわが国における宗教の一部であって決してその信仰心ないしは教義が一般国民の道德感を構成しているものとは認め難いところであるから、聖母像を表した商標を食品の類に使用しても、国民一般の道德感ないしは社会的良心を害うおそれがあるものとは認められないし、また、わが国はキリスト教を国教とするものではないから、公の秩序に反することとなるおそれも認められない。

したがって、本願商標は、商標法(旧法)2条1項4号に該当するものでない。

参考審決

「Buddha・仏陀」(平成18年11月27日 不服2004-24437)

要約は、本基準の「公序良俗に反するとされた事例」に掲載のものを参照。

審決

「日本革命菊旗同志会」(昭和 35 年 9 月 9 日 昭和 30 年抗告審判第 513 号)

本願商標は、「日本革命菊旗同志会」の漢字を楷書体程度の書体で縦書きし、「菊旗」の文字の右側に小さく「キクハタ」の振仮名を配してなり、第 6 6 類「図面、写真及び印刷物類」を指定商品とするものである。

思うに、商標法(旧法)2条1項4号の規定は、商標自体が矯激な文字や卑猥な図形等秩序又は風俗を紊す虞のある文字、図形、記号又はこれらの結合等からなる場合及び商標自体が以上のようなものでなくとも、これを指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳觀念に反するような場合にはその登録を許さない趣旨であると解するを相当とする。

本願の商標中「革命」の文字は元来一国の統治者としての王統の交替を意味する用語であつて、転じて政治又は社会の組織の変革あるいは社会現象の急激な変革、変動、発展等を表現するために使用されるものであること明らかである。しかして「日本革命」の文字は日本国憲法第1条の主権在民の規定に徴しても、我が国における皇統の変更を意味するものでなく、日本における政治社会の組織ないし制度の変革を意味するのみで、その手段の如何を表現するものではないこと論をまたないところである。そして、この文字は勿論、本願商標全体としてもなんなら矯激な思想ないし意味を有するものとは認められないのみならず、これをその指定商品に使用する場合においても社会公共の利益に反し、又は社会の一般的道徳觀念に反するものと認めるに足る理由を見出すことができない。

してみれば、本願商標は商標法(旧法)2条1項4号に該当しない。

審決 登

「Elizabeth・エリザベス」(昭和35年11月4日 昭和29年抗告審判第257号)

本願商標は、「Elizabeth」の欧文字をジャーマン体で横書きし、その下に平行して「エリザベス」の片仮名文字を肉太の角ゴシック体風の書体で左横書きしてなり、第17類「他類に属せざる機械器具及びその各部並びに各種の調帯、ホース、パッキング」を指定商品とするものである。

商標法(旧法)2条1項4号の規定は、商標自体が矯激な文字や卑猥な図形等秩序又は風俗を乱すおそれのあるものから構成されている場合および商標を商品に使用することが社会公共の利益に反し又は社会の一般的道徳観念に反するような場合にその登録を拒否することを定めたものと解するのが相当である。

本願商標中「Elizabeth」の文字は、欧米における女性の個人名として広く使用されているものであって、「エリザベス」の片仮名文字はその字音を表したものであることは現在における外国語の普及程度に照らし一般人が容易に理解できるから、本願商標の構成文字自体は上述のような性質を有するものでなく、また、本願商標を指定商品に使用する場合においても英国女王を表す場合には「Queen Elizabeth」、「エリザベス一世」、「エリザベス二世」等の表現が使用されている事実に鑑み、英国女王を直感させるよりも、むしろ、欧米における女性の個人名と理解されるところなのが社会通念上相当と認められるばかりでなく、例え、英国女王を連想させる場合があるとしても、これを一般的な営利目的とする商品に使用することがわが国において社会公共の利益に反し、または社会の一般的道徳観念に反するものと認めるに足りる何等の根拠も見出せない。

したがって、本願商標は、商標法(旧法)2条1項4号に該当するものでない。

審決

「Her Majesty」(第 36 類被服等 昭和 37 年 9 月 28 日 昭和 36 年抗告審判第 1475 号)

本願商標は、「Her Majesty」のローマ字を横書き(Herのローマ字のうち「er」の文字の上に小さく王冠らしき図形を表す)にしてなり、第 36 類「被服、手巾、釦紐および装身用ピンの類」を指定商品とするものである。

思うに、商標法(旧法)2条1項4号の規定(秩序マタハ風裕ヲ紊ルノ虞アルモノ)は、商標自体が矯激な文字や卑猥な図形など秩序または風裕を紊すおそれのある文字、図形記号またはこれらの結合などからなる場合および商標自体が以上のようなものでなくとも、これを指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、または社会の一般的道徳観念に反するような場合にはその登録を許さない趣旨であると解するを相当とする。

ひるがえって、本願の商標中「Her Majesty」の文字は「皇后陛下」を表したものであることは現在における外国語の普及程度に照らし一般人が容易に理解し得るところであるといわなければならない。しかして「Her Majesty」の文字は、「皇后陛下」の観念を持つものとしても、当該文字のみをもっては直ちに具体的にどここの国(たとえばベルギー、カナダ、デンマーク、日本など)の皇后陛下を指称するものとは到底解されないところであり、かつ該語は一般的に身分を表したものであることも明らかである。

してみれば、本願商標を構成する文字自体が、たとえ日本国における皇后陛下を連想させる場合があつて国民の一部にはこのようなものを衣料品などの商標として使用することに対し不快な感を懐く者がいないとはいえないとしても、皇后陛下は皇室典範に基づく皇族としての身分を表すにすぎないので、日本国における社会公共の利益に反しまたは社会の一般道徳観念に反するものと認めるに足るなんらの根拠も見出すことができない。

したがって、本願商標は、商標法(旧法)2条1項4号に該当しない。

審決

「ALUCHUWISKY」(第 24 類おもちゃ等 昭和 50 年 7 月 15 日 昭和 42 年審判第 7104 号)

本件商標は「ALUCHUWHISKY」の文字よりなり、第 24 類「おもちゃ」を指定商品とするものである。

よって思うに、「アル中」なる語は、「アルコール中毒すなわち、多量の飲酒からくるアルコール分による中毒、普通は習慣性飲酒による慢性中毒を起した状態」をいい、「アルコール中毒を起す粗悪な」なる形容詞的用語としては使用されていないばかりでなく、「アルチウイスキー」の語が「アルコール中毒を起す粗悪なウイスキー」なる意味の熟語としても使用されてもいけないものであるから、本件商標を構成する文字からは、「アルコール中毒を起す粗悪なウイスキー」の意味を有するとは理解し得ず、全体として特定の語義を有しない造語であるとするのが社会通念からみて相当である。また、仮に「ALUCHU」の文字から「アル中」を連想させるとしても、これが教育上、道徳上多大な悪影響を及ぼし、ひいては善良な風俗を害し、法の秩序と権威をみだし、公の秩序をみだすおそれがあるといえる程いかがわしいとも認められない。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当するものでない。

審決取消訴訟 登

「HORTILUX」(第11類電球類及び照明器具 平成16年12月21日東京高平成16年(行ケ)第7号)

本件商標は、「HORTILUX」の欧文字からなり、第11類「電球類及び照明器具」を指定商品とするものである。

商標法4条1項7号は、規定の趣旨からすれば、当該商標の構成自体が矯激、卑猥、差別的な文字、図形である場合など以外にも、特定の商標の使用者と一定の取引関係その他特別の関係にある者が、その関係を通じて知り得た相手方使用の当該商標を剽窃したと認めるべき事情があるなど、当該商標の登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、その商標登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ない場合も、この規定に該当すると解するのが相当である。

被告は、原告において被告が原告の商号又は原告商標を認識したと主張する幕張メッセ展示会の開催の時点より前に、その完全所有子会社を通じて、米国及びカナダにおいて、「HORTILUX」(証拠略)ないし「Hortilux」の商標を使用していたものである。のみならず、本件商標「HORTILUX」中の「HORTI」は、園芸を意味する英語である「horticulture」に由来するものであり、この語は少なくとも園芸用器具類の製造販売に係る業界においては一般に知られていることと認められ(証拠略)また、同商標中の「LUX」の語がランプ照度の単位を表すものであることも一般によく知られているところであるから、被告がその商品である園芸用ランプに、これらを結合した造語商標「HORTILUX」を採択することは、原告商標について認識するまでもなく容易に想到し得るものである。

本件において、他に、被告が、ビジネス上の接触等を通じて知り得た原告の商号ないし原告商標を剽窃したなど、本件商標の登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くと認めるべき事情があると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件商標が商標法4条1項7号に該当するということはできない。

HORTILUX

本件商標
(標準文字)

Hortilux Schröder

引用商標

審決取消訴訟 登

「インディアンモーターサイクル」(旧第17類 平成16年12月8日 東京高平成16年(行ケ)第108号)

本件商標は、「インディアンモーターサイクル」の文字からなり、旧第17類「被服、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

商標法4条1項7号に規定する「公の秩序・・・を害する」には、商標の登録出願が適正な商道德に反して社会的相当性を欠き、その商標の登録を認めることが商標法の目的に反することになる場合も含まれると解すべきである。しかしながら、商標自体に公序良俗違反のない商標が商標法4条1項7号に該当するのは、その登録出願の経緯に著しく社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に限られるものというべきである(東京高裁平成14年(行ケ)第616号事件・平成15年5月8日判決参照。)

本件商標の出願に関し、原告は、被告が米国の一般紙「THE DAILY NEWS」1991年7月1日号等の新聞記事を見て、「Indian」ブランドビジネスが日本で展開されるであろうことを予測して、これを妨害する目的で、本件商標の出願を行ったと主張する。しかしながら、仮に、被告がこれらの記事に接する機会があったとしても、これらの記事の主たる内容は、訴外者が旧インディアン社のオートバイの製造を計画しているというにすぎず、インディアンブランドの衣服等のビジネスに触れた部分はあるものの、我が国でインディアンブランドのビジネスを行うことが時期等の情報も含めて具体的に報道されているものではないのであるから、これをもって、本件商標の出願がザンギインディアン社の業務を妨害する意図に基づくものであるとは到底推認できない。

さらに、本件商標の出願当時、旧インディアン社の商標を独占的に使用する権限を有する者が存在したと認めるに足る証拠はないのであるから、被告が、上記記事に接したかどうかにかかわらず、アメリカンカジュアル衣料の取引業者として、インディアンブランドの衣料の事業を開始しようと考え、本件商標を出願したとしても、違法視すべき点は何ら存しない。

以上のとおりであるから、本件商標の出願の経緯が著しく社会的相当性を欠き、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反すると認めることはできない。

インディアンモーターサイクル

本件商標

審決取消訴訟 登

「ジェロビタール・GEROVITAL」（旧第4類せっけん類（薬剤に属するものを除く）等 平成17年6月30日 知財高平成17年（行ケ）第10324号）

本件商標は、「ジェロビタール」と「GEROVITAL」の文字よりなり、旧第4類「せっけん類（薬剤に属するものを除く）歯みがき、化粧品（薬剤に属するものを除く）香料類」を指定商品とするものである。

商標法4条1項7号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」は商標登録を受けることができない旨規定する。ところで、同号は商標自体の性質に着目した規定となっていること、商標法の目的に反すると考えられる商標の登録については同法4条1項各号に個別に不登録事由が定められていること、商標法においては、商標選択の自由を前提として最先の出願人に登録を認める先願主義の原則が採用されていることを考慮するならば、商標自体に公序良俗違反のない商標が商標法4条1項7号に該当するのは、その登録出願の経緯に著しく社会的相当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に限られるものというべきである。

これを本件についてみるのに、本件商標それ自体には公序良俗違反がないところ、被告は、第三者が不正な目的で本件商標あるいはこれと類似する商標について商標登録を受けてしまうことにより、ルーマニアからのジェロビタール化粧品の輸入や日本における販売に支障を来すことがないよう、ルーマニア側の意向を受けて、本件商標につき商標登録出願をし、その登録を受けた、というのであるから、本件商標の出願の経緯が著しく社会的相当性を欠き、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものであるとは認められない。そして、他に本件商標が公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがあると認めるに足りる証拠はない。

したがって、本件商標の登録は商標法4条1項7号に違反してなされたものではない。

ジェロビタール
GEROVITAL

本件商標

同旨判決

「GEROVITAL-H3」（平成17年6月30日 知財高平成17年（行ケ）第10323号）

同旨判決

「アナ アスラン・Ana Aslan」（平成17年6月30日 知財高平成17年（行ケ）第10336号）

同旨判決

同旨判決

「Gerovital・Plant・ジェロビタールプラント」（平成17年6月30日 知財高平成17年（行ケ）第10337号）

審決取消訴訟 登

「ハイパーホテル」(第 42 類宿泊施設の提供等 平成 14 年 5 月 8 日 東京高平成 14 年(行ケ)第 616 号)

本件商標は、第 42 類「宿泊施設の提供、宿泊施設の提供の契約の媒介又は取次ぎ、入浴施設の提供」を指定役務とするものである。

商標の登録出願が適正な商道德に反して社会的妥当性を欠き、その商標の登録を認めることが商標法の目的に反することになる場合には、その商標は商標法 4 条 1 項 7 号にいう商標に該当することもあり得ると解される。しかし、同号が「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」として、商標自体の性質に着目した規定となっていること、商標法の目的に反すると考えられる商標の登録については同法 4 条 1 項各号に個別に不登録事由が定められていること、及び、商標法においては、商標選択の自由を前提として最先の出願人に登録を認める先願主義の原則が採用されていることを考慮するならば、商標自体に公序良俗違反のない商標が商標法 4 条 1 項 7 号に該当するのは、その登録出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあり、登録を認めることが商標法の予定する秩序に反するものとして到底容認し得ないような場合に限られるものというべきである。

原告が本件商標を登録出願し、商標登録を取得したことは、既に営業を開始していた原告のホテル営業について、ハイパーホテル商標を安定して使用し得る地位を確保するための安全策という要素を持つものであって、原告自らが商標登録出願することが当時の状況の下で最善の選択であったかどうかはともかく、その商標登録出願から商標権取得に至る行為をあながち不当、不徳義と評価することはできない。また、上記の経緯からすれば、原告の本件商標登録出願が不正の目的でなされたと断定することもできない。

付言するに、本件の事情の下で、本件商標「ハイパーホテル」の使用関係を原告と申立人グループとの間でいかに律するかは、当事者間における利害の調整に関わる事柄である。そのような私的な利害の調整は、原則として、公的な秩序の維持に関わる商標法 4 条 1 項 7 号の問題ではないというべきである。

被告の主張するところをすべて考慮しても、原告が本件商標を登録出願し商標権を取得した行為が著しく社会的妥当性を欠き、その登録を容認することが商標法の目的に反するということはできず、本件全証拠によっても本件商標が商標法 4 条 1 項 7 号に該当する商標であったと評価すべき事情を認めることはできない。

ハイパーホテル

本件商標
(標準文字)

審決取消訴訟

「はれっくす」(第 42 類気象情報の提供 平成 15 年 3 月 20 日 東京高平成 14 年(行ケ)第 403 号)

本件商標は、「はれっくす」の文字を横書きしてなり、第 42 類「気象情報の提供」を指定役務とするものである。

商標登録出願が適正な商道德に反して社会的妥当性を欠くために、出願に係る商標の登録が商標法の目的に反することになるときは、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する場合もあり得る。しかし、商標法 4 条 1 項 7 号が「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」として、商標自体の性質に着眼していることの対比からすると、商標自体に公序良俗違反のない商標登録出願において同号に該当するのは、出願の経緯に著しく社会的妥当性を欠くものがあるときに限られるというべきである。

本件商標自体は公序良俗違反に当たるものではないところ、本件商標登録出願時は原告が設立される前のことであって、原告の業務はいまだ開始していないのはもとよりどのように発展するか未確定であったのに対して、被告が代表取締役となっている(有)IBCは、原告が予定していた業務と重複する業務を既に開始しており、その後もFAXによる気象情報提供業務に携わってきている。したがって、被告が譲渡目的をもって本件商標登録出願をしたものと断定することはできない。また、被告の本件商標登録出願前に、原告が「ハレックス」及びその関連の商標登録出願の準備をしていた事実も認められない。これらの事実関係にかんがみると、本件商標が原告の商号を構成する「ハレックス」を平仮名化したものであることをもってしても、また、原告が予定していた商号を被告が知っていたとしても、本件商標の登録が、商標法において建前とする先願主義の例外とすべきまでの社会的妥当性を著しく欠くものとして、商標法 4 条 1 項 7 号に該当するものということとはできない。

商標法 4 条 1 項 7 号該当の関係ではこのように判断するにしても、認定事実関係に照らしてみれば、原告において、その登録出願に係る「HALEX」や「ハレックス」などの商標を使用しているとして、これが本件商標権侵害に当たるか否かの判断に際しては、権利濫用あるいは信義則違反などの法理の適用を視野に入れることは十分に考えられてよい。原告が本件無効審判請求で主張しているところは、このように権利行使が当事者間でどのように調整されるかの範疇に属する事柄であって、公的な秩序の維持を図る商標法 4 条 1 項 7 号に基づく本件商標の登録の可否に関わる問題ではないのである。

ほかに、本件商標につき商標法 4 条 1 項 7 号該当を基礎づけるべき事実関係は認められず、本件商標をもって商標法 4 条 1 項 7 号に該当するものではないとした審決の判断は、結論において誤りがない。

はれっくす

本件商標

第4条第1項第7号に該当するとされた事例

審決取消訴訟

「特許理工学博士」(第26類印刷物等 昭和56年8月25日 東京高昭和55年(行ケ)第95号)

本件商標は、下記に表示したとおり「特許理工学博士」の文字よりなり、第26類「印刷物、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。

学校教育法第68条1項の規定に基づく学位規則は、博士の学位(第3条)種類(別表)学位授与の要件(第5条)を定めている。一般世人においては、必ずしも正規の博士の名称が正しく認識されているものではないところから、本件商標中の「理工学博士」なる部分の構成は、「理学博士」や「工学博士」の名称と一見紛らわしいものとみられる。また、「特許」の漢字も、本来特許制度を背景として理工学などの技術分野と関連付けられて理解されうる用語であるところから、「特許理工学博士」とした構成によっても、正規の博士の名称とは異質無関係のものと直ちに認識できるものともいえない。

学校教育法及び学位規則の定める博士の学位授与制度を前提として、国法(軽犯罪法第1条第15号)は、これを保護し、一般世人も又、共通の意識として、博士の学位を授与された者をその専攻分野における栄誉ある地位にある者として尊敬し、その名誉を重んずるという社会的秩序又は善良な風俗が維持されているというべきであるから、正規の博士の名称でないにもかかわらずあたかも正規の博士の種類の一つの如く、誤認混同される虞のある標章が一般社会生活の中に広まることになると、博士の学位授与制度について誤った認識をもたせることになり、さらにはこの学位授与制度の姿もゆがめられて理解され、ひいては博士の学位に対する社会的信頼も失われていくおそれがあるとみるべきである。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に該当する。

特許理工学博士

本件商標

審決取消訴訟

「特許建築学博士」(第26類印刷物等 昭和56年8月31日 東京高昭和55年(行ケ)第96号外)

本願商標は、「特許建築学士」の文字よりなり、第26類「印刷物」等を指定商品とするものである。

本願商標と学位規則に定められた各博士の名称を対比してみると、本願商標中の、「特許建築学」の語が、学位規則所定の博士名称の中には存在しない点で異なっている。したがって、本願商標は、学位規則所定の博士名称と同一のものではない。学位規則に定めのない「特許建築学博士」における「建築学」について考えると、今日のように、學術の進歩発展に応じ、學術分野が多方面にわたって広範囲に拡大、分化し、従来は一般には余り知られなかった學術分野についてそれに応ずる名称が用いられるにいたりつつある事実が顕著であることに鑑みると、「建築学」の語も、これら學術分野の一部門を示すものとして現に広く用いられているものである。

してみれば、本願商標を指定商品について使用するとき、第一義的には指定商品の識別標識として機能を果たすものであるにせよ、本願商標が商標として使用されることにより、その構成が学位規則所定の博士の種類(名称)と類似する関係上、本願商標のような種類(名称)の博士の学位が、あたかも学位規則に定められているかのように、彼此紛淆ないしは誤認混同を生ずる可能性を否定することはできない。

そうだとすれば、長い歴史の上に培われ国民の間に広く定着してきたわが国の学位制度における秩序と相容れないものである。

そうすると、本願各商標をその指定商品について商標登録を許容することは、商標の保護と需要者の利益を保護する商標法の意図する商品流通秩序の維持の目的にも反するものというべきである。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号の規定に違背する商標というべきである。

審決

「特許学士」(第 26 類印刷物(文房具類に属するものを除く)等 昭和 55 月 3 日 26 日 昭和 43 年審判第 3534 号)

本願商標は、「特許学士」の漢字を横書きしてなり、第 26 類「印刷物(文房具類に属するものを除く)書画、彫刻、写真、これらの付属品」を指定商品とするものである。

よって思うに、学校教育法及び大学設置基準によれば、大学における卒業の要件を備えた者に対しては、その履修した専攻に応じた学士を称することができること及び学士の種類を表す「文学士」、「教育学士」等その名称の末尾に「学士」の文字を含む名称が決められており、「学士」は、6 年又は 4 年以上在学し、その学部を卒業することを要件としている。

してみると、「学士」と称される者は、その名誉(大学の卒業生としての社会の一般的評価)を得られるものであり、学士と称される者が当該学士の名称を用いるとき、その学士の名称は学士の名誉を表彰するものであるといえる。

ところで、本願商標は、「特許学士」と書してなるものであるが、これが商標として使用された場合、これに接する一般世人は、大学設置基準に定められている学士の種類を表す全ての名称を認識していないから、大学設置基準に定められている学士の種類を表す名称の一つを表示したものと誤認する場合が決して少なくないものと判断されるものである。

してみると、本願商標は、これを商標として使用することは、一般世人の学士号に対する認識に混乱を生じさせるおそれがあるばかりでなく、学士号を称する者の名誉を希釈化させ、低下させることになり、ひいては、法律により定められた学士の制度の秩序を乱すおそれがあるから、社会公共の利益に反するといわざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

審決取消訴訟

「特許管理士」(第 26 類新聞等 平成 11 年 11 月 30 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 289 号)

本件商標は、「特許管理士」の文字を横書きしてなり、第 26 類「新聞、雑誌、その他の定期刊行物」を指定商品とするものである。

ところで、末尾に「士」の付された名称の中で、国家資格と民間資格とでは、一般国民に対して現実に果たしている役割の重要性において比較にならない相違があり、こうした事情の下では、一般国民は、末尾に「士」の付された名称に接した場合、一定の国家資格を付与された者を表しているとして理解することが多いのは当然のことである。そして、「特許管理士」の語は、本件商標の登録出願時において、既に一般国民の間において、現実には弁理士にしか許されていない業務を行う資格を有する者と誤信され、弁理士と混同されるおそれがあったものと認められるから、そのころ既に、弁理士法 22 条の 3 にいう「弁理士に類似する名称」に該当し、本件商標は、公の秩序に反していたものといえることができる。

したがって、本件商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

特許管理士

本件商標

審決取消訴訟

「PATENT UNIVERSITY」(第 26 類印刷物等 昭和 56 年 8 月 25 日 東京高昭和 55 年(行ケ)第 181 号)

本件商標は、「PATENT UNIVERSITY」の欧文文字を横書きしてなり、第 26 類「印刷物、雑誌、新聞」等を指定商品とするものである。

ところで、本件商標を構成する「PATENT」及び「UNIVERSITY」の欧文文字が、それぞれ「特許(権)」及び「大学」を意味する英語であることは、今日の英語の普及度からみても一般に極めて容易に理解されるところであるから、これに接する一般需要者のなかには、これを「特許大学」の意味と理解したうえ、学校教育法に基づき設置された正式の教育施設である「大学」と結び付けて認識する者も少なくないものというべきである。してみると、本件商標が、たとえば書籍や新聞雑誌等の定期刊行物に付された場合、一般需要者としては、本件商標の表示を通して、これらの印刷物が学校教育法に基づく正規の教育施設である「大学」において発行頒布されたものである如く理解するおそれがあるものである。

一方、学校教育法が保護し、一般世人の共通の意識ともなっている学校教育制度については社会的信頼(公の秩序)が維持されているところである。したがって、本件商標は、これが前記商品に使用されることにより商標法にいう公序良俗を害するおそれがあるものと解するのが相当である。

よって、本件商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

PATENT UNIVERSITY

本件商標

審決取消訴訟

「特許大学」(第 26 類印刷物等 昭和 56 年 8 月 31 日 東京高昭和 55 年(行ケ)第 213 号)

本願商標は、「特許大学」の漢字を左横書きしてなり、第 26 類「印刷物、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。

学校教育法 1 条及び 83 条の 2 の規定は、公益的な見地から、一般公衆が法律で定める学校又は大学院以外の教育施設を法律で定める学校又は大学院と誤認するのを防止しようとする趣旨に基づく公の秩序を定立しているものと解せられるところ、「大学」の語は、学校教育法に基づいて設置された大学という教育施設を意味するものと理解されるのが通常である。そして、かかる実情と本願商標の構成を併せ考えれば、本願商標がその指定商品に使用されるときは、それに接する一般公衆に対し、その標章の表示が学校教育法に基づいて設置された大学という教育施設の名称を表示したものと誤解させ、それらの商品がそのような教育施設によって製作、発行されたものと誤信させるおそれが多分にあり、そのような事態は一般公衆を誤認させる実質において、学校教育法 83 条の 2 第 1 項に掲げる教育施設以外の教育施設が大学の名称を用いるのと変るところがないから、本願商標は公の秩序を害するおそれがある商標と認められるのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

審決

「アパート経営大学」(第7類建築または構築専用材料等 平成3年8月1日 昭和57年審判第21822号)

本願商標は、「アパート経営大学」の文字を朱色で横書きしてなり、第7類「建築または構築専用材料、セメント、木材、石材、ガラス」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、学校教育法は、1条において学校の範囲を法定しているものであり、これら教育施設中でも「大学」においては「経営学部」「経営学科」が設置され、学術の中心として広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させている教育施設であることは、一般世人の共通の意識として、学校教育制度に対する社会的信頼を得ているものである。

すると、本願商標は、これに接する者をして上述の「大学」の一教育施設であると認識させるというのが相当である。そして、学校教育法83条の2において学校の名称の専用を規定し、一般国民が教育施設の基本的性質について誤った認識をもち、これによって、一般国民に不利益を及ぼすことのないようにしたものであり、「学校の名称の専用」の趣旨は「公の秩序」に関する事柄として十分に尊重されるべきが当然であって、正規の手続きによって学校教育法に基づく「大学」の設置の許可を受けているものとは認め難い請求人が、「大学」の文字を含む本願商標を使用することを認め、これを登録することは、学校教育法の1条及び83条の2の趣旨に反し、社会文化的秩序を害するおそれがあるものとして、商標法4条1項7号にいう公の秩序を害するおそれのある商標といわざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。

審決

「京都きもの大学」(第26類印刷物等 平成6年12月8日 昭和62年審判第15629号)

本願商標は、「京都きもの大学」の文字を横書きしてなり、第26類「印刷物その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

本願商標は、「京都きもの大学」の文字を書してなるところ、学校教育法は、第1条において「この法律で、学校とは、小学校、中学校、高等学校、大学、高等専門学校、盲学校、聾学校、養護学校及び幼稚園とする。」と学校の範囲を法定し、これらの教育施設のうち「大学」は、同法第52条において「大学は、学術の中心として、広く知識を授けるとともに、深く専門の学芸を教授研究し、知的、道徳的及び応用的能力を展開させることを目的とする。」と大学の目的を定めているところである。

そうすると、学校教育法に基づき正規の手続きによって「大学」の設置についての認可を受けている者とは認められない請求人(出願人)が、「大学」の文字を含む本願商標を採択使用することは、上記学校教育法の趣旨に反することになるばかりでなく、また、これをその指定商品に使用した場合には、恰も、同法により認可を受けた「大学」という一教育施設によって出版、発行された商品であるかの如く、一般世人をして誤信させるおそれがあるから、公の秩序又は善良の風俗を害するおそれのあるものといわざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。

審決

「株式会社特許大学」(第 26 類印刷物(文房具類に属するものを除く)等 昭和 55 年 1 月 18 日 昭和 43 年審判第 3536 号)

本願商標は、「株式会社」及びこれより大きく「特許大学」の漢字を左横書きしてなり、第 26 類「印刷物(文房具類に属するものを除く)、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。

本願商標は、本願の出願人のうちの株式会社特許大学の名称を表示したものと認められるところ、共同出願人である松重栄は自然人であり株式会社ではない。

してみれば、松重栄が本願商標をその指定商品に使用するときは、株式会社でないものが株式会社の業務に係るものであることを表示することに帰し、そのことは、業務者の種類につき一般世人を誤信させ、その信頼を裏切ることとなり、著しく社会的妥当性を欠き、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるものといわなければならない。

したがって、本願商標は、商標法第 4 条第 1 項第 7 号に該当する。

審決

「昭産株式会社」(出願人：昭和産業株式会社 第 28 類酒類(薬用酒を除く)等 昭和 45 年 12 月 10 日 昭和 42 年審判第 1157 号)

本願商標は、「昭産株式会社」の漢字を楷書体で左横書きしてなり、第 28 類「酒類(薬用酒を除く)」を指定商品とするものである。

本願商標は、明らかに出願人会社の商号(昭和産業株式会社)でない会社の商号の商標出願であるところ、元来商標は自他商品の識別標識として商品に使用するものであるから、会社の商号といえども商標として商品に使用するときは商品の出所を表彰し、商品の出所標識としての機能を営むものである。

一般に商品は、生産者の手を離れて取引市場を流通する場合、商取引は短時間の内に多数の取引を速やかに結末をつけるために簡易迅速を旨とし、かつ、反射的、機械的となり外観的事実を信頼して行われ、会社の商号からなる商標にあつては取引者、需要者は、その商品がその商号の会社の業務に係るものと信じ、その商品に対する責任は、その商号の会社が果たすものと信じて取引が行われるのが普通であるから、出願人会社の商号でない商号を商標として出願人の業務に係る商品に使用するときは、会社の商号と商品の出所とが一体関係にあるものと信じている取引者、需要者の期待を裏切り、商品の出所を欺瞞することとなり、商品の出所の誤認を生じ取引の混乱を生じさせるおそれがある。

また、商法は、会社の商号は、その営業活動から生じる権利義務の主体を表彰するものであり、その責任関係の特殊性から会社の商号の使用は公益に関するものとして、会社の商号と営業との同一性及び一体関係を保持するために、法規または制度によって、会社自身および会社と取引する一般公衆の保護を図っている。

そうしてみると、同一商人が、自己の商号でない会社の商号を、商標としてであれば自由に使用できるとすれば、自己の商号でない会社の商号を商品に使用したり、自己の商号でない多数の会社の商号の商標登録を受けてこれを使用したり、その商標権の権利を行使したり等の場合に種々の弊害が生じ、商法が会社の商号と営業との同一性および一体関係を保持し、会社自身および会社と取引する一般公衆の保護のために設けた商法上の各法規および制度に違反し、法律秩序および商取引の秩序を混乱させ、ひいては社会公共の利益に反し、公の秩序を乱すものとなる。

したがって、本願商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

審決

「日本印章株式会社」(第 25 類印章等 昭和 63 年 6 月 30 日 昭和 57 年審判 7402 号)

本件商標は、下記の構成よりなり、第 25 類「印章、印肉、印章入れ」を指定商品とするものである。

よって判断するに、本件商標は、被請求人(日本聖印株式会社)の旧商号である「日本印章株式会社」の文字よりなるものであるから、被請求人の商号と相違する商号を表した構成よりなるものである。

ところで、商号は、営業の主体を表彰する唯一の名称として機能しているものと理解される。また、商号を表した構成よりなる商標は、それが商標としてのものであったとしても、商号と同様に営業の主体を表彰する表示(名称)としても機能するものと解される。

してみると、使用を前提として存在する本件商標のその登録は、被請求人に対し商号単一の原則に反し 2 つの商号の使用を容認する結果となり、ひいては、本件商標のその指定商品に関する責任等の所在を不明確なものとし商業秩序を著しく混乱させるおそれがあるとみるほかはないから、社会公共の利益に反し、公の秩序を乱すおそれがあるといわなければならない。

したがって、本件商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

日本印章
株式会社

本件商標

審決

「POPEYE(図)」(平成 7 年 1 月 24 日 昭和 58 年審判第 19123 号)

本件商標は、下記に表示したとおりの構成よりなり、第 3 6 類「被服、手巾、釦鈕及び装身用『ピン』の類」を指定商品とするものである。

本件商標は、漫画の「ポパイ」又はキャラクターとしての「ポパイ」そのものを直ちに認識させるものであり、その構成内容からみて、請求人等が正当な権利を有して著名となっていた漫画「ポパイ」と偶然に一致する標章を採択したものとみることができないばかりでなく、本件商標の出願人が、本件商標に係る登録出願をするにつき、請求人等(著作権者、複製許諾者)より許諾を得た事実を認めることができないものである。したがって、本件商標は、前記の漫画「ポパイ」に依拠し、これを模倣又は剽窃して、その登録出願をしたものであると推認し得るものであるといわざるを得ない。

そうとすれば、かかる経緯によって登録を得た本件商標の登録を有効として維持することは、前記「ポパイ漫画」の信用力、顧客吸引力を無償で利用する結果を招来し、客観的に、公正な商品又はサービスに関する取引秩序を維持するという法目的に合致しないといわなければならない。

以上の次第であるから、本件商標は、公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるものであって、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

POPEYE



ポパイ

本件商標

審決取消訴訟

「征露丸」(大正 15 年 6 月 28 日 大審院大正 15 年(オ)第 193 号)

本件商標は、「征露丸」の文字よりなり、「丸薬」を指定商品とするものである。

「露国」は、今日においては「ソヴェエツト」政府となっているが、その国家は依然として存続しており、「征露丸」という名称は「露国を征伐する」との意味になり、今日においてもこれを商標として商品に使用すれば国際の通儀に反し、秩序を紊だすものといわなければならない。故に日露戦争後 20 余年を経過したという事実によっては該商標が秩序を紊ださないものとなったとすることはできない。

日露両国に講和条約の調印が行われた以上、未だ批准交換に至らないとしても近く両国間に平和の克復されるべき状況に在るものといえるので、この際において「露国を征伐する」との意味を有する商標の登録をすることは国際の通儀に反し、秩序を紊だすものといわなければならない。

商標が登録出願当時もしくは審査当時秩序に反しないものであっても、登録をするときにいて秩序に反するものとなれば登録することができないし又登録になったときは審判により無効とされるものであることは、商標法(旧法)2条3項11号の趣旨に徴し明らかである。

審決 登

「LILLYWHITES」(第17類被服等 平成4年4月9日 昭和58年審判第3232号)

本願商標は、「LILLYWHITES」の欧文文字を書してなり、第17類「被服、布製身
返品、寝具類」を指定商品とするものである。

よって按ずるに、本願商標は、「LILLYWHITES」の欧文文字よりなるものであり、
該文字は特定の語義を有するものとして、一般に知られ親しまれたものとはいいい得ない一種の
造語と認められる。

ところで、英国ロンドン エスダブリュー 1 ピカデリーサーカス所在のリリーホワイツ
リミテッド(Lillywhites Ltd)は、ピカデリー通りで、ヨーロッパ最大の規
模を誇る「スポーツ用品専門店」を1934年から営業し、建物の入口には、「LillyW
hites」の文字が表示されているものである。そして、今では、「LillyWhit
es」は、世界的に有名になっているというべきである(「JALシリーズ「イギリスの旅」、「ブ
ルーガイド・ヨーロッパ一周の旅」、ともに実業之日本社発行、等参照。)。そうとすれば、本
願商標は、ロンドンピカデリー通りのスポーツ用品専門店「リリーホワイツ」の店名表示「L
illyWhites」を大文字で表したものであるというべきであり、一般にスポーツ用品店にお
いては、本願の指定商品に包含される「ジャンパー、スポーツシャツ、帽子」等が取扱われて
いることは明らかであって、このような世界的に有名になっている店名を本願商標の指定商品
に使用するときには、これに接する取引者、需要者は、ピカデリー通りの「LillyWhit
es」に係る商品若しくは「LillyWhites」と何らかの関係のある者の商品であると認識させるものというを相当とする。

しかるところ、請求人(出願人)は、上記「リリーホワイツ」(LillyWhites)
とは何ら関係のない他人と認められるものであり、本願商標を他人である請求人の商標として
登録することは、公正な秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものであり、商標制度の趣旨
に即しないものといわざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。

審決 登

「ホワイトハウス」(第33類穀物等 平成3年6月13日 昭和60年審判第2315号)

本願商標は、「ホワイトハウス」の片仮名文字を書してなり、第33類「穀物、豆、粉類、
飼料、種子類その他の植物及び動物で他の類に属しないもの」を指定商品とするものである。

よって判断するに、「ホワイトハウス」の文字は、アメリカ合衆国大統領の官邸の通称であ
ることは広く知られているところであるから、上記構成よりなる本願商標は、該官邸の通称よ
りなる商標といわざるを得ない。

したがって、本願商標を一般世人が営利の目的で使用することは、該国の権威と尊厳とを損
ね、かつ国際信義に反するものであるから、これを出願人が自己の商標として採択使用するこ
とは穏当でない。

してみれば、本願商標は商標法4条1項7号に該当する。

審決

「F-B-I」(第17類被服等 平成4年3月12日 昭和61年審判第2177号)

本願商標は、「F - B - I」の構成よりなり、第17類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とするものである。

本願商標は、「F - B - I」の構成よりなるものであるところ、「F B I」の文字は、アメリカ合衆国連邦捜査局(Federal Bureau of Investigation)を略称するものであり、同機関の活躍の様子は、「F B I」の略称をもって、新聞、雑誌、あるいはテレビドラマ等によって、わが国においても広く知られている。

ところで、本願商標は、「F B I」の文字の中間2カ所にハイフンを介してなる構成よりなるものであるが、これに接する取引者、需要者は、構成中の欧文字に着目し、単に「エフビーアイ」の称呼をもって取引にあたる場合も決して少なくなく、上記機関の略称とは同一の称呼といわざるを得ない。

そうすると、このようなものを、出願人が商標として使用することは、上記機関の権威を損ね、ひいては国際信義にもとるものといわなければならない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。

審決取消訴訟

故人の著名な略称と類似する商標が国際信義に反する等の理由から、商標法4条1項7号に該当するとされた事例(平成14年7月30日 東京高平成13年(行ケ)第443号)

本件商標は、その構成に照らし、指定商品の取引者、需要者に故サルバドール・ダリを想起させるものと認められるところ、同人は、生前、スペイン生れの超現実派(シュールレアリスム)の第一人者の画家として世界的に著名な存在であり、その死後、本件商標の登録査定当時においても、「ダリ」はその著名な略称であったのであるから、遺族等の承諾を得ることなく本件商標を指定商品について登録することは、世界的に著名な死者の著名な略称の名声に便乗し、指定商品についての使用の独占をもたらすことになり、故人の名声、名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、公正な取引秩序を乱し、ひいては国際信義に反するものとして、公の秩序又は善良の風俗を害するものといわざるを得ない。

ダリ
D A R I
本件商標

審決 登

「MARILYN MONROE」(第 17 類被服等 平成 4 年 8 月 27 日 平成元年審判第 5642 号)

本願商標は、「MARILYN MONROE」の欧文文字を左横書きしてなり、第 19 類「台所用品、日用品」を指定商品とするものである。

よって按ずるに、本願商標は、世界的に著名な米国の女優であった「Marilyn Monroe」の氏名と同一の綴字よりなること明らかであり、同人の氏名そのものを商標として採択しているものといわざるを得ない。

ところで、商標法は公正な競争を図り取引秩序を維持することを目的とする競争秩序を維持するものであって、その 4 条 1 項 7 号の趣旨は、商標の構成自体が公序良俗に反する場合だけでなく、一般に国際信義に反する場合も含まれると解されるから、本願商標はマリリンモンローの遺族等の承諾を得たものとは言い難く、マリリンモンローの名声を冒認しようとする行為は国際信義に反するものといわざるを得ず、公の秩序を害するおそれがあるとみるのが相当である。

したがって、本願商標は商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

審決 登

「ピカソ・PICASO」(第 42 類美容等 平成 12 年 1 月 6 日 平成 8 年審判第 16404 号)

本願商標は、「ピカソ」の片仮名文字と「PICASO」のローマ字を二段に横書きしてなるもので、第 42 類「美容、理容、医薬品・化粧品又は食品の試験・検査又は研究」を指定役務とするものである。

「ピカソ」が世界的著名な画家であったことは争わないところ、「ピカソ」は故人ではあるがその名声はその後も衰えるところなく、しかも、遺族が現存し直接的な遺産始め彼の署名まで、現に管理していることが認められる。

そして、本願商標を登録することは、ピカソの名声に便乗し、指定役務についての使用の独占を図るものであって不正の目的が認められ、かつ、世界的に著名な画家の名声を一私人たる請求人が、遺族の承諾もなく商取引に使用することは、故人の名声・名誉を傷つけるおそれがあるばかりでなく、商取引秩序を乱すものであって、我が国の国際的な信頼も損なうおそれがあると言ふべきであり、ひいては国際信義に反するものとして、公序良俗を害する行為と言わざるを得ない。

したがって、本願商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当する。

審決 登

「MARC CHAGALL」(第 42 類美容等 平成 4 年 5 月 14 日 昭和 62 年審判第 15651 号)

本願商標は、「MARC CHAGALL」の欧文字を横書きしてなり、第 17 類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とするものである。

よって按ずるに、「Marc chagall」は、1985年3月28日に97才で亡くなったユダヤ人画家のシャガールの名前である。

そこで、本願商標をみるに、本願商標は、「MARC CHAGALL」の文字よりなるところ、これは前記した「Marc chagall」の名前と同一の綴字よりなることは明らかであるから、世界的に著名な画家である「Marc chagall」の名前そのものを商標として採択しているものといわざるを得ない。

ところで、商標法は公正な競争を図り、取引秩序を維持することを目的とする競争秩序を維持する面を持っているものであるところ、商標法4条1項7号は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標は、商標登録を受けることができない」旨を規定しており、その趣旨は商標の構成自体が公序良俗に反する場合だけでなく、一般に国際信義に反する場合も含まれると解される。そうすると、本願商標は、シャガールの遺族等の承認を得たものとはいいい難く、シャガールの名声を冒認しようとするものであるから、かかる行為は、国際信義に反するものといわざるを得ず、公の秩序を害するおそれがあるとみるのが相当である。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号に該当する。

審決取消訴訟 登

「ドゥーセラム・DUCERAM」(第1類人工歯用材料等 平成11年12月22日 東京高平成10年(行ケ)第185号)

本件商標は、下記に表示したとおり「ドゥーセラム」の片仮名文字および「DUCERAM」の欧文文字を上下二段に横書きしてなり、第1類「人工歯用材料、その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

原告代表者は被告(DUCERAM社)を訪ね、被告が製造する人工歯用材料等商品に被告商標「DUCERAM」を付して諸外国に輸出販売をしていたことを知り、当該商品の詳細な説明を受け帰国後、書簡により被告に対し当該商品の日本への輸入許可手続きのための資料請求を行い、輸入業務の具体的準備に着手する一方、被告に何ら告げることなく「DUCERAM」の欧文文字を含む本件商標の登録手続きを行い、その登録を受けたものであり、このような原告の行為に基づいて登録された本件商標は国際商道徳に反し公正な取引秩序を乱すおそれがあるばかりでなく、国際信義に反し公の秩序を害するものである。

原告は、原告の長年にわたる宣伝広告及び努力によって、本件商標が、需要者・取引者間において周知となっており、本件商標を無効とすることは、原告の長年にわたる努力を無にするものであり社会的に許されないと主張するが、仮に、登録後の原告の行為によって本件商標が周知となったものであるとしても、そのことと前示出願及び登録における不法性とは別異のことであり前者によって後者が解消されるものではない。

商標法4条1項7号に該当する商標は、商標の表示自体から公の秩序又は善良な風俗を害するおそれがあることが伺われる場合や、商標を使用することが社会公共の利益に反する場合に限定されるものではなく、前記のような原告の行為に基づいて登録された本件商標も公正な取引秩序を乱し、国際信義に反し公の秩序を害するものであることは明らかである。

さらに、商標法53条の2に基づく登録取消請求が不成立とされた判断と、前記原告の行為に基づいて登録された本件商標が公正な取引秩序を乱すおそれがあることと国際信義に反し公の秩序を害するものであることは直接の関連性もなく、商標法53条の2の規定と同法4条1項7号の規定とは、その趣旨、要件および効果等を異にするものであり、前記原告の行為に基づいて登録された本件商標が、公正な取引秩序を乱すおそれがあることと国際信義に反し公の秩序を害するものである以上、同法53条の2の規定の要件を充足するか否かにかかわらず同法4条1項7号の規定により無効となるのは当然であり、前者に該当しないことを理由に後者にも該当しないということとはできない。

したがって、本件商標は、商標法4条1項7号に違反して登録されたものと判断するのが相当である。

ドゥーセラム
DUCERAM

本件商標

審決取消訴訟 登

「Anne of Green Gables」(第9類眼鏡等 平成18年9月20日 知財高平成17年(行ケ)第10349号)

本件商標は、下記のとおり構成からなり、第9類「眼鏡、レコード、メトロノーム、スロットマシン」等を指定商品とするものである。

我が国の商標法には、著名な著作物の題号を含む商標の登録を明示的に禁止し、あるいはその登録に当該著作物の著作権者等の承諾を要する旨の規定は存在しない。しかしながら、題号は、当該著作物を他の著作物から識別する機能を有するとともに、当該著作物の評価や名声がその題号に化体し、著名な著作物についてはその題号自体が大きな経済的価値を有する場合がある。本来万人の共有財産であるべき著作物の題号について、当該著作物と何ら関係のない者が出願した場合、単に先願者であるということだけによって、唯一の権利者として独占的に商標を使用することを認めることは相当とはいえない。本件著作物のように世界的に著名で、大きな経済的価値を有し、かつ、著作物としての評価や名声等を保護、維持することが国際信義上特に要請される場合には、当該著作物と何ら関係のない者が行った当該著作物の題号からなる商標の登録は、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」に該当すると解することが相当である。

そして、本件商標は、世界的に著名で高い文化的価値を有する作品の原題からなるものであり、我が国における商標出願の指定商品に照らすと、本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがないとはいえないこと、本件著作物は、カナダ国の誇る重要な文化的な遺産であり、我が国においても世代を超えて広く親しまれ、我が国とカナダ国の友好関係に重要な役割を担ってきた作品であること、したがって、我が国が本件著作物、原作者又は主人公の価値、名声、評判を損なうおそれがあるような商標の登録を認めることは、我が国とカナダ国の国際信義に反し、両国の公益を損なうおそれが高いこと、本件著作物の原題である「ANNE OF GREEN GABLES」との文字からなる標章は、カナダ国において、公的標章として保護され、私的機関がこれを使用することが禁じられており、この点は十分に斟酌されるべきであること、本件著作物は大きな顧客吸引力を持つものであり、本件著作物の題号からなる商標の登録を原告のように本件著作物と何ら関係のない民間企業に認め、その使用を独占させることは相当ではないこと、原告ないしその関連会社と本件遺産相続人との間の書簡による合意内容などに照らすと、原告による本件商標の出願の経緯には社会的相当性を欠く面があったことは否定できないことなどを総合考慮すると、本件商標は、商標法4条1項7号に該当し、商標登録を受けることができないものであるというべきである。



本件商標

第4条第1項第7号に該当しないとされた事例

審決 登

「日本宝石銀行・JAPAN JEWELRY BANK」(平成元年3月9日 昭和56年審判第3922号)

本願商標は、「日本宝石銀行」及び「JAPAN JEWELRY BANK」の各文字を二段に書してなり、第26類「印刷物、書画、彫刻、写真、これらの附属品」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、銀行法の第1条は、いかなる業務内容をもって「銀行」とするか、いわゆる「銀行の定義」を規定するものであって、「銀行」の文字を含むものを商標として採択し、使用することを禁止する旨の規定でないことは明らかである。

ところで、「銀行」、「BANK」の文字(語)は、例えば、「血液銀行」、「人材銀行」、「アイバンク」(EYE BANK)、「ナースバンク」(NURSE BANK)等の用例の如く、それぞれの目的に応じたものの受け入れ、ストック等と、供給するシステムが銀行と似ているところから、その名称をそれぞれの語に冠し、「・・・銀行」あるいは「・・・バンク」(・・・BANK)として、随時、自由に使用されているところである。

しかして、本願商標「日本宝石銀行」「JAPAN JEWELRY BANK」の文字も同様に宝石についての前記の如きシステムを銀行になぞらえて表したと理解されるとみるのが相当である。

したがって、本願商標は、公序、良俗を害するおそれがあるものということができないものであるから、商標法4条1項7号に該当しない。

審決

「株式会社銀装」(第26類印刷物等 昭和49年6月28日 昭和46年審判第6878号)

本願商標は、「株式会社銀装」の漢文字を横書きしてなり、第26類「印刷物、書画、彫刻、写真これらの附属品」を指定商品とするものである。

よって審理するに、本願商標の構成は上記のとおり、「株式会社銀装」の文字を横書きしてなるものであるが、請求人はその名称(商号)を当初の株式会社銀装文明堂から株式会社銀装に変更し、商標と商号とを一致させたところである。

ところで、商標法4条1項7号の規定は、商標が過激な文字または下品で卑猥な図形など、秩序または風俗を乱すおそれのあるもののほか、商標自体がそうでない場合においても、これを指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、または社会一般の道德観念に反するおそれがある場合に、その登録を拒否しなければならない趣旨を定めたものと解するのが相当である。

してみれば、本願商標は、たとえさきに請求人の商号と若干相違するところがあったとしても、それが公の秩序または善良の風俗を害するおそれがあるものとは認められないところであるから、本願商標は商標法4条1項7号に該当するものでない。

審決取消訴訟

「KMI・KOSUKE MATSUKATA (INDUSTRIES) LTD.・松方興産株式会社」(出願人:松方興産株式会社 第11類キャビネット等 昭和52年12月15日 東京高昭和52年(行ケ)第44号)

本願商標は、「KMI」及び「KOSUKE MATSUKATA (INDUSTRIES) LTD.」ならびに「松方興産株式会社」の各文字を三段に横書きしてなり、第11類「キャビネット、スピーカーピックアップ用カートリッジ電気蓄音機、レコードプレーヤー、レコードオートチェンジャー」を指定商品とするものである。

本願商標中の「KOSUKE」の語は、原告会社の代表者松方幸輔の名前をローマ字で記載したものだと思われ、原告会社名自体には、その代表者の名前が入っていないから、二段目の部分を原告会社名の正確な英訳とはいえないが、(1)「MATUKATA (INDUSTRIES) LTD.」の部分は原告会社名の英訳といえない訳ではないこと、(2)三段目には原告会社名がそのまま表示されていること、(3)世上会社名の英訳として使用されているものが必ずしも正確な翻訳ではなく、その英文名を和訳すれば本来の会社名とは異なった日本名となる類のものが散見されること、(4)一般に法人名、商号を商標とする場合には、一つの法人名、商号が表示されるのが通常であり、二以上の異なった法人名、商号が一緒に表示されるようなことは考えられないこと等を考慮に入れると、一般取引者、需要者が本願商標をみた場合、二段目の部分は実質的に原告会社名の英訳であり、一段目の部分はその略称であると考え、本願商標を全体として原告会社名を表示したものと理解するのが通常であると思われる。そうすると、本願商標の二段目の部分が原告会社の商号と異なる法人名として認識されたとした審決の判断は誤りであるというほかない。

したがって、本願商標は、商標法4条1項7号に該当しない。

審決

「東芝製鋼株式会社」(出願人:東伸製鋼株式会社の旧商号 第7類建築又は構築専用材料等 昭和53年1月27日 昭和52年審判第3948号)

本願商標は、「東芝製鋼株式会社」の文字を横書きしてなり、第7類「建築又は構築専用材料、セメント、木材、石材、ガラス」を指定商品とするものである。

よって判断するに、商標法4条1項7号の規定は、商標自体が矯激な文字や卑猥な図形等秩序または風俗をみだすおそれのあるものから構成されている場合のほか、商標自体はそのようなものでなくとも、これを指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、または社会の一般道徳観念に反するような場合に、その登録を拒絶すべきことを定めたものと解する。

ところで、本願の更新登録に係る登録商標を構成する「東芝製鋼株式会社」の文字は、請求人(更新登録出願人)の旧商号であることは当庁備え付けの商標登録原簿の記載に徴して明らかかなところである。

してみれば、該商標は、その構成よりみて、矯激又な卑猥な文字等より成るものでないことは明らかであるばかりでなく、これをその指定商品に使用することが社会公共の利益に反し、または社会の一般道徳観念に反するものであるということとはできない。

したがって、本願の更新登録に係る登録商標は、商標法4条1項7号に該当するものでない。

審決取消訴訟 登

「JUVENTUS」(第 21 類装身具等 平成 11 年 3 月 24 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 11 号)

本件商標は、下記に表示したとおり、「J u v e n t u s」の文字を横書きしてなり、第 21 類「装身具、ボタン類、かばん類、袋物」等を指定商品とするものである。

そこで判断するに、我が国においてその名称又は略称をもって著名な外国の団体と無関係の者が、その承諾を得ずに当該団体の名称又は略称からなる商標又はこれらに類似した商標の登録を受けることは、それが商標法 4 条 1 項 8 号、15 号等によって商標登録を受けることができない場合に当たらないとしても、当該団体の名声を僭用(せんよう)して不正な利益を得るために使用する目的、その他不正な意図をもってなされたものと認められる限り、商取引の秩序を乱すものであり、ひいては国際信義に反するものとして、公序良俗を害する行為というべきであるから、同項 7 号によって該商標の登録を受けることができないものと解するべきであるが、その出願の際には、当該団体もその略称も我が国において著名ではなく、それ故、出願が前示のような不正な意図を伴うものではなかった場合には、その出願後に、当該団体及びその略称が我が国において著名となったとしても、そのこと故をもって直ちに該商標に係る商標権を保有することが公序良俗を害するものになるとは解し難い。

しかるところ、本件商標の出願をした昭和 58 年 1 月当時は、我が国においてユベントス・チームの存在及びそのチーム名の略称が「J U V E N T U S」及び「ユベントス」であることが周知・著名であったものと認めることはできず、また、少なくとも当時はプロサッカーの愛好者は男性が多かったものと解されるころ、原告は、本件商標の出願後、存続期間の更新登録の出願の頃までこれを「婦人用ハンドバッグ」に使用してきたのであって、かかる事実を照らせば、原告が本件商標を採択した理由が何であれ、ユベントス・チームの名声の僭用その他同チームに関連する不正な意図をもって、その登録出願をしたものではないことが認められる。

したがって、本件商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当しない。



本件商標

同旨判決

「JUVENTUS」(平成 11 年 3 月 24 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 12 号)

審決取消訴訟 登

「Indian Motorcycle Co., Inc.」(出願人：自然人 第 17 類被服等 平成 11 年 4 月 14 日 東京高平成 10 年(行ケ)第 145 号)

本件商標は、下記に表示したとおりの構成からなり、第 17 類「被服、布製身回品、寝具類」を指定商品とするものである。

そこで判断するに、審決が本件商標の構成中に含まれる法人名称といえる部分であるとする「Indian Motorcycle Co., Inc.」のうちの「Co., Inc.」の部分がある有限責任会社であることを示す「Company Incorporated」の略語として一般に使用され、そのことが我が国で知られているとしても、それが商法に基づいて設立された株式会社又は有限会社法に基づいて設立された有限会社を一義的に意味するものでないことも公知の事実というべきであり、商標と商号とが実際上明確に区別し得るものではなく、商標が商号として機能することがあるとしても、商標の構成中に「Co., Inc.」を含む文字部分があるがため、当該商標が商号として機能したときに商法 18 条 1 項又は有限会社法 3 条 2 項に違反するといえるためには、「Co., Inc.」を含む文字部分が商法に基づいて設立された株式会社又は有限会社法に基づいて設立された有限会社を示すことが客観的に明らかであることを要するものと解するのが相当である。しかるところ、「Indian Motorcycle Co., Inc.」は、それ自体によっても本件商標の他の構成部分に照らしてみても、商法に基づいて設立された株式会社又は有限会社法に基づいて設立された有限会社を示すことが客観的に明らかであるとは到底いい難いから、「本件商標を自然人である前被請求人が使用する場合、他の法律によって禁じられている法人でないものが法人格を表す語である『株式会社、有限会社』等を用いてはならないとの規定に該当し」とした審決の判断は誤りというべきであり、これを前提として本件商標が商品流通社会の秩序に反し、かつ、公共の利益をも害するものとする判断は誤りである。

したがって、本件商標は、商標法 4 条 1 項 7 号に該当するものでない。



本件商標

審決

「MICKY MOUSE」(昭和 35 年 4 月 25 日 昭和 33 年審判第 652 号)

本件商標は、「MICKY MOUSE」の文字を活字体で横書きし、その下に通常「ミッキー マウス」の名で知られている鼠の図を黒色で描いてなり、第 5 1 類「鉛筆その他本類に属する商品」を指定商品とするものである。

商標法(旧法)2条1項4号の規定は、商標自体が過激な文字や卑猥な図形等秩序又は風俗を乱すおそれのある文字、図形、記号又はその結合等から構成されている場合ならびに商標を指定商品に使用することが社会公共の利益に反し又は社会の一般的道徳観念に反するような場合にその登録を拒否すべきことを定めているものと解するのが相当である。

本件商標は、上述構成に照らし、一般に周知の「ミッキー マウス」の外観、称呼、観念を有すると認められるが、本件商標自体は公序良俗に反するものでないことは明らかであり、本件商標を指定商品に使用することもその登録を無効にする程度にまで秩序又は風俗を乱すおそれがあるものとは解されず、例え、本件商標の使用が請求人の有する著作権に抵触するものであるとしても、その使用が制限を受けることはあるかもしれないが上述のようにこれのみをもって本件商標の使用がその登録を無効とする程度にまで公の秩序又は善良なる風俗を乱すおそれがあるものとは認められない。

したがって、本件商標は、商標法(旧法)2条1項4号に該当しない。

審決取消訴訟 登

「セイロ」(第 1 類丸薬等 昭和 41 年 4 月 7 日 東京高昭和 35 年(行ナ)第 33 号)

本件商標は、「セイロ」の片仮名文字を縦書きしてなり、第 1 類「丸薬」を指定商品とするものであるところ、明治 37、8 年の日露戦争当時より、クレオソートを主剤とする胃腸丸薬に、「征露丸」(露西亞を征伐する丸薬)なる商標を採択し使用した結果、本件商標が登録された昭和 7 年当時においては該商標は周知著名になったものであることが認められる。そうして、「セイロ」からは、前記の「征露丸」の「征露」(ロシア征伐)を観念せしめるものといえる。しかしながら、昭和 7 年当時においては、「征露丸」からは、前記の意味、観念がうすれ、「征露丸」の名(それが薬品名であるか商標であるかはしばらくおき)をもって呼ばれる胃腸丸薬それ自体の観念が主となるに至ったものと認められる。

そうすると、「セイロ」の文字よりなる商標は国際交義に反し秩序を乱るものではなく、商標法(旧法)2条1項4号に該当するものとはいえない。

審決取消訴訟

「キューピー人形(図)」(旧第 31 類調味料等 平成 13 年 5 月 30 日 東京高平成 12 年(行ナ) 第 386 号)

著作権は、特許権、商標権等と異なり、特許庁における登録を要せず、著作物を創作することのみによって直ちに生じ、また、発行されていないものも多いから、特許庁の保有する公報等の資料により先行著作物を調査することは、極めて困難である。

また、特許庁は、狭義の工業所有権の専門官庁であって、著作権の専門官庁ではないから、先行著作物の調査、二次的著作物の創作的部分の認定、出願された商標が当該著作物の創作的部分の内容及び形式を覚知させるに足りるものであるかどうか、その創作的部分の本質的特徴を直接感得することができるものであるかどうかについて判断することは、特許庁の本来の所管事項に属するものではなく、これを商標の審査官が行うことには、多大な困難が伴うことが明らかである。

さらに、このような先行著作物の調査等がされたとしても、出願された商標が他人の著作物の複製又は翻案に当たるというためには、当該商標が他人の著作物に依拠して作成されたと認められなければならない。依拠性の有無を認定するためには、商標登録の出願書類、特許庁の保有する公報等の資料によっては認定困難な諸事情を認定する必要があり、これらの判断もまた、狭義の工業所有権の専門官庁である特許庁の判断には、なじまないものである。

加えて、上記のとおり、特許庁の審査官が、出願された商標が他人の著作権と抵触するかどうかについて必要な調査及び認定判断を遂げた上で当該商標の登録査定又は拒絶査定を行うことには、相当な困難が伴うのであって、特許庁の商標審査官にこのような調査をさせることは、極めて多数の商標登録出願を迅速に処理すべきことが要請されている特許庁の事務処理上著しい妨げとなることは明らかであるから、商標法 4 条 1 項 7 号が、商標審査官にこのような調査等の義務を課しているとは解することはできない。

したがって、その使用が他人の著作権と抵触する商標であっても、商標法 4 条 1 項 7 号に規定する商標に当たらないものと解するのが相当であり、同号の規定に関する商標審査基準にいう「他の法律によって、その使用等が禁止されている商標」には該当しないものというべきである。そして、このように解したとしても、その使用が商標登録出願の日前に生じた他人の著作権と抵触する商標が登録された場合には、当該登録商標は、指定商品又は指定役務のうち抵触する部分についてその態様により使用することができないから(商標法 29 条) 不当な結果を招くことはない。



本件商標

審決取消訴訟 登

「秘書士」（第41類 平成16年9月30日 東京高平成16年(行ケ)第206号）

本願商標は、「秘書士」の文字からなり、第41類「教育」を指定役務とするものである。認定事実によれば、本願商標は、実質的には、原告が代表を務める教育協会の出願に係るものであること、教育協会は、多数の大学、短期大学から構成される団体であって、現在まで約31年間にわたり、秘書教育の充実等を目的とする活動を続けてきた団体であること、教育協会は、上記活動の一環として、現在まで約29年間にわたり、秘書学概論、秘書実務等の一定の科目を履修した者について、「秘書士」の称号の認定を与えてきたものであり、その累計認定数は、30万件以上に上ることが明らかである。そして、上記の事情によれば、教育協会の行ってきた「秘書士」の称号認定は、30年近くにわたって相当の量的規模により行われてきたものであるから、秘書教育の関連分野における取引者、需要者の間において、秘書技能検定と並んで周知となっていたと認められる。

これらの事情に照らせば、教育協会の代表者である原告が、実質的には教育協会のために、「秘書士」の文字からなる本願商標につき、「教育」を指定役務として商標登録出願をしたことは、その行為の目的、態様に照らして社会的に相当なものといえることができる。したがって、本願商標は、その出願に至る経緯に照らせば、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」（商標法4条1項7号）に当たるといえることはできない。

また、本願商標は、文部科学大臣の認定を受けて実施される秘書技能検定に合格することにより得られる公的資格と誤認を生ずるおそれがあるものといえることはできず、この観点からも、本願商標が、「公の秩序又は善良の風俗を害するおそれがある商標」（商標法4条1項7号）に当たるといえることはできない。

秘 書 士

本願商標